

# 兵庫県地域防災計画

(海上災害対策計画)

令和6年11月修正

兵庫県防災会議



# 兵庫県地域防災計画（海上災害対策計画）

R6年11月修正

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画、大規模事故災害対策及び資料編から構成される兵庫県地域防災計画のうち、海上災害対策計画を記載したものである。

## 目 次

### 第1編 総 則

第1節 計画の趣旨	1
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状	9
第4節 対象災害の類型	11
第5節 過去に発生した災害	13

### 第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	21
第2章 活動・連携体制の整備	25
第3章 情報の収集・伝達体制の整備	27
第4章 海上交通の安全性の確保	29
第5章 災害応急対策への備えの充実	
第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	31
第2節 緊急輸送活動	32
第3節 重油等の流出物の防除活動	33
第4節 研修・訓練の実施	35
第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	36

### 第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針	39
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	
第1節 初動体制の確立	43
第2節 情報の収集・伝達	45
第3節 動員の実施	55
第4節 組織の設置	59
第5節 防災関係機関等との連携促進	
第1款 関係機関との連携	67
第2款 自衛隊への派遣要請	70
第3章 円滑な災害応急活動の展開	
第1節 救助・救急、医療対策の実施	75
第2節 消火活動の実施	77
第3節 こころのケア対策の実施	79
第4節 交通・輸送対策の実施	
第1款 緊急輸送対策の実施	81
第2款 ヘリコプターの運航	82

第5節	重油等の防除対策	84
第6節	災害情報の提供	88
第7節	二次災害の防止対策	91

#### 第4編 災害復旧計画

第1節	基本方針	93
第2節	住民生活等への対応	93
第3節	漁業・水産関係の復旧	93
第4節	海岸、港湾・漁港関係施設の復旧	93
第5節	環境対策	94
第6節	災害義援金の募集等	95

# 第1編 総則



## 第1節 計画の趣旨

### 1 計画の背景

平成9年1月2日、日本海で発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没事故により、約6,200キロリットルの重油が流出し、日本海沿岸の広範囲にわたって漂流、漂着した。本県においても、但馬海岸に多量の重油が漂着し、重大な環境被害が生じたほか、漁業、観光等に多大の打撃を受けた。

このような事態に対し、多数の地域住民、ボランティア、海上保安本部職員、県・市町職員、自衛隊員等が、厳しい環境下で油防除対策に当たったが、このことを通じ、特に大規模な海上災害の際には、官民が協力した総合的な対策の必要性が認識されたところである。

また、事故原因の究明と再発防止対策の実施が強く望まれるほか、事故の影響が複数の府県に及ぶ場合の対応体制の整備も課題となった。

以上のようなナホトカ号事故の教訓を踏まえ、海上災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、国、県、市町その他の防災関係機関、更には関係団体や県民の役割を明確にするなど、相互の連携について基本的で実践的な指針となるよう、海上災害対策計画を作成することとする。

なお、この計画は、国の定める防災基本計画の第8編 海上災害対策編を基本に兵庫県地域防災計画の一編として策定する。

### 2 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第40条の規定に基づき、兵庫県の地域（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号、以下、「石災法」という。）に規定する石油コンビナート等特別防災区域を除く。）に係る災害対策のうち、特に海上災害に係る部分に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

### 3 災害の範囲

この計画における「海上災害」とは、以下の場合を指し、この計画は海上災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適用する。

- (1) 兵庫県の沿岸部における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合
- (2) 重油等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、兵庫県に被害が及んだ場合

### 4 定義

- (1) この計画における「沿岸市町」とは、以下の市町を指す。

○瀬戸内海側

〔神戸県民センター〕	神戸市
〔阪神南県民センター〕	尼崎市、西宮市、芦屋市
〔東播磨県民局内〕	明石市、加古川市、高砂市、播磨町
〔中播磨県民センター〕	姫路市
〔西播磨県民局内〕	相生市、赤穂市、たつの市
〔淡路県民局内〕	洲本市、淡路市、南あわじ市

○日本海側

〔但馬県民局内〕 豊岡市、香美町、新温泉町

- (2) 「沿岸の関係市町」は、「沿岸市町」に近隣市町を加えた市町を指す。
- (3) 「沿岸海域」は、陸岸に近い海域を指す。
- (4) 「油防除資機材」とは、油防除に必要な資機材の総称を指す。

(概ね以下のもの)

オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収機、油処理剤、油吸着材、オイルマット、液体油ゲル化剤、粉末油ゲル化剤、網類、スコップ類、へら類、ひしゃく、バケツ、ドラム缶、ビニールシート、ゴム手袋、胴長靴、ビニール合羽、マスク等

## 5 計画の性格と役割

- (1) この計画は、海上災害に関して、国、県、沿岸の関係市町その他の防災関係機関、更には関係団体や県民の役割と責任を明確にするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すものである。
- (2) 特に沿岸の関係市町は、市町地域防災計画の内、海上災害対策に係る内容の修正等に当たっては、この計画を指針として行うこととし、この計画において沿岸の関係市町が定めることとした事項については、沿岸の関係市町でその細部を定めることとする。
- (3) この計画における海上災害対策は以下の各段階に大別することができ、この計画においては、下記のうち主に県、沿岸市町が必要に応じて応急対策を行う部分として、①では陸岸に近い海難を中心としてア～オ、②ではウ、エに係る部分に重点を置き、被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めることとする。

また、②のイに係る海上における重油等の防除手順については、国の各機関の防災業務計画、海上保安庁の排出油防除計画等に詳細な記述のあるところであるが、必要に応じ本計画においても関係事項に言及することとする。

① 海難による人命救助

- ア 捜索活動
- イ 救助・救急活動
- ウ 医療活動
- エ 消火活動
- オ 緊急輸送活動

② 重油等流出事故

- ア 海上における事故現場での対策
- イ 重油等が流出した場合における海上での対策
- ウ 流出した重油等が陸岸に漂着するのを防ぐための対策
- エ 漂着した重油等の回収、運搬、処理に係る対策

- (4) この計画は、海上災害に関する諸般の状況の変化に対応し、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (5) この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応することとする。
- (6) この計画の推進に当たっては、石炭法に基づく「兵庫県石油コンビナート等防災計画」と整合を図ることとする。



## 6 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

### 第1編 総則

#### 第2編 災害予防計画

[第1章]基本方針

[第3章]情報の収集・伝達体制の整備

[第5章]災害応急対策への備えの充実

#### 第3編 災害応急対策計画

[第1章]基本方針

[第3章]円滑な災害応急活動の展開

#### 第4編 災害復旧計画

[第2章]活動・連携体制の整備

[第4章]海上交通の安全性の確保

[第2章]迅速な災害応急活動体制の確立

## 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、沿岸の関係市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、海上災害に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

### 第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1 小型船舶の通信手段の普及 2 非常時の重要通信確保体制の整備 3 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保	
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供	
近畿農政局			水産物の安定流通に関する情報収集・提供
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達
近畿地方整備局	1 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること 2 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 3 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 公共土木施設(直轄)の応急対策の実施 2 災害時の道路交通規制及び道路の確保に関すること 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 4 油流出事故が発生した場合の油回収船の出動 5 被災港湾施設(直轄)の緊急対策の実施	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運航労務監理官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保</li> <li>2 PSC(ポ ートステートコントロール)の実施の推進、強化及び整備</li> <li>3 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施</li> <li>4 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施及び立入検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管事業に関する情報の収集及び伝達</li> <li>2 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請</li> <li>3 特に必要があると認められる場合の輸送命令</li> </ol>	
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請</li> <li>2 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集</li> </ol>	
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	気象情報の収集・伝達体制の整備、施設の充実	二次災害防止のための予報・警報等の情報発表	
第五管区 海上保安本部  第八管区 海上保安本部 (舞鶴海上保安部)  ※以下海上保安本部とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上災害に関する防災教育・訓練及び海上防災思想の普及・啓蒙</li> <li>2 災害応急資機材の整備・保管及び排出油防除協議会の指導・育成</li> <li>3 大型タンカー及び大型タンカーバースの安全防災対策指導</li> <li>4 危険物積載船舶等に対する安全対策指導</li> <li>5 緊急時連絡体制の確立</li> <li>6 県水難救済会の指導</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況の調査</li> <li>3 関係機関等への事故情報の提供</li> <li>4 海上における人命救助</li> <li>5 海上における消火活動</li> <li>6 避難者、救援物資等の緊急輸送</li> <li>7 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査</li> <li>8 海上における流出油等事故に関する防除措置</li> <li>9 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>10 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</li> <li>11 海上治安の維持</li> <li>12 海上における特異事象の調査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海洋環境の汚染防止</li> <li>2 海上交通安全の確保</li> </ol>
近畿地方 環境事務所	廃棄物処理に係る防災体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急環境モニタリングの実施</li> <li>2 災害廃棄物等処理対策</li> </ol>	災害廃棄物等の処理

## 第2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第3師団 (中部方面特科連隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施	

## 第3 兵庫県

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
教育委員会			史跡・名勝・天然記念物等の文化財の保護・保全
県警察本部	1 捜索、救助、救急活動を実施するに当たっての船舶・航空機等の整備 2 緊急輸送活動を円滑に進めるための道路交通管理体制の整備	1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	
知事部局 企業庁 病院局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 防災施設・設備等の整備 5 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 6 防災に関する学習の実施 7 防災訓練の実施 8 防災に関する調査研究の実施 9 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務（人命救助、重油等回収など）の総合調整 2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 被災者の救援・救護活動等の実施 7 廃棄物・環境対策の実施 8 交通・輸送対策の実施 9 県所管施設の応急対応の実施	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

## 第4 沿岸の関係市町

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
沿岸の関係市町	沿岸の関係市町の地域にかかる災害予防の総合的推進	沿岸の関係市町の地域にかかる災害応急対策の総合的推進	沿岸の関係市町の地域にかかる災害復旧の総合的推進

第5 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	災害情報の放送	被災放送施設の復旧
西日本旅客鉄道(株) (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道輸送	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株) (兵庫支店) (株)NTT <sup>®</sup> コム関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運(株) (各支店)		災害時における緊急陸上輸送	
KDDI(株) (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

## 第6 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
鉄道等輸送機関 山陽電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 阪神電気鉄道(株) 神戸電鉄(株) 神戸高速鉄道(株) 神戸交通(株) 能勢電鉄(株) 北条鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株) 智頭急行(株) (株)こうへ未来都市機構 六甲山観光(株)	鉄道施設等の整備と防災管理	災害時における緊急鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復旧
道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全但バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) (一社)兵庫県 トラック協会	災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西 (株)カンテレ・ビジョン 兵庫エフエム放送(株)		災害情報の放送	
公益社団法人 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

## 第7 その他

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
指定海上防災機関※ (一財)海上災害防止センター)	1 船舶所有者等の利用に供するための流出油防除資機材の保有 2 海上防災訓練の実施 3 海上防災のための措置技術についての調査研究及び資機材の開発	海上保安庁長官の指示又は船舶所有者の委託による油防除措置の実施	県、市町等の災害復旧に当たっての助言等

※ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下、「海防法」という。）第42条の13に規定する指定海上防災機関

[資 料] 「国の機関における海上防災の業務分担の概要」

## 第3節 兵庫県周辺の海上交通の現状

### 第1 趣旨

県周辺の海上交通の特徴を概観し、防災対策の参考とする。

### 第2 内容

#### 1 瀬戸内海側（大阪湾・播磨灘海域）

##### (1) 概況

当海域は、紀伊水道、大阪湾及び播磨灘からなり、淡路島が中央に位置し、明石海峡、鳴門海峡及び友ヶ島水道で結ばれている。

沿岸部には、石油コンビナートを中心にわが国有数の工業地帯が連なっており、原油、重油等をはじめとする多くの石油・化学類が取り扱われており、これらを大量に積載した大型タンカー等が友ヶ島水道、明石海峡及び鳴門海峡の狭水道を経て出入りしている。

また、これらの狭水道においては、当海域内の各港に出入りする船舶のみならず、瀬戸内海の各港を目的地とする大小各種船舶が通航するため、船舶交通は輻輳し、かつ、多様化してきており、しかも、いずれも好漁場であるため操業漁船も多くみられ、衝突、乗揚等の海難が発生する蓋然性が高い海域となっている。

##### (2) 油等保管施設の現状

当海域の沿岸部には、容量500キロリットル以上の油等保管施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設が58施設（うち兵庫県 23施設）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は66施設（うち兵庫県 29施設）ある。

また、兵庫県では、神戸、東播磨、姫路臨海、赤穂の各地区が石炭法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

##### (3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着岸する係留施設で、油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は、109施設、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は109施設あり、そのうち、兵庫県内には油濁防止緊急措置手引書備え置き義務施設は29施設（阪神港尼崎西宮芦屋区2、阪神港神戸区7、東播磨港6、姫路港9、その他5）、有害液体汚染防止緊急措置手引書備え置き義務施設は40施設（阪神港尼崎西宮芦屋区5、阪神港神戸区12、東播磨港11、姫路港12）が所在する。

##### (4) 海難の発生状況

当海域における最近3年間（平成30年～令和2年）の要救助海難発生隻数は、年間平均約189件である。

海難種類別では、油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚げ及び転覆が全体の約31%を占めている。また船種別にみると遊漁船等その他船舶が全体の約82%を占めており、次いで漁船、貨物船、タンカーの順となっている。

一般船舶				漁船
旅客船	貨物船	タンカー	その他	
1%	4%	1%	82%	12%

（大阪湾・播磨灘排出油防除計画<R3>より）

##### (5) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3年間（平成30年～令和2年）の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上貯油施設等に係わるものは少ない。

また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約50%を占め、海難によるもの、タンク等の破損によるもの、原因不明なもの、その他の順となっている。

## (6) 海域の周辺環境

当海域は、瀬戸内海国立公園として指定されているとともに、和歌山県及び徳島県沿岸各所が県立自然公園として指定されており、兵庫県の須磨浦海浜公園のほか海水浴場が点在している。

大阪湾のほぼ中央部、播磨灘沿岸部、淡路島沿岸部等に秋期から春期にかけて、のり、わかめの養殖が盛んであり、定置網等も沿岸各所に設置されている。

大阪湾、播磨灘の陸岸はわが国有数の臨海工業地帯となっており、多くの事業所等が林立しているため相当数の海水取水口がある。

## 2 日本海側（山陰沿岸・若狭湾海域）

### (1) 概況

当海域は、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県及び島根県の1府4県沖合の日本海西部海域で、その海岸線は景観に恵まれ、京都府、兵庫県及び鳥取県の一部海域は、山陰海岸国立公園に指定されている。

西部地区の境港及び東部地区の福井港は、石油配分企業がタンク多数を有し、各地区への石油配分の基地となっている。

また、当海域の主要航路は、九管区の猿山岬、八管区の経ヶ岬、隠岐海峡及び出雲日御碕、七管区の川尻岬をそれぞれ結ぶ線の沖合にあり、船舶交通は、経ヶ岬沖及び出雲日御碕沖に集中しているが、この海域は好漁場でもあって、漁船の操業が活発で、船舶交通が輻輳している。

### (2) 油保管施設の状況

当海域の陸岸には、容量500キロリットル以上の油保管施設が33施設あり、これらの油保管施設を有する事業所は、合計22事業所である。本県の日本海側には石油コンビナート等特別防災区域に指定されている地区はない。

また、当海域には、福井地区に国家石油備蓄基地があり、341万キロリットル施設容量の原油が備蓄されている。

### (3) 係留施設の状況

当海域における総トン数150トン以上のタンカーが着岸する係留施設は、合計57施設あり、うち兵庫県内には、香住漁港、柴山港、津居山港の3施設がある。

### (4) 海難の発生状況

当海域における最近3箇年の要救助海難発生隻数は、年間124隻前後で、これを海難種類別にみると油の排出を伴うおそれのある衝突、乗揚及び転覆が全体の約半数を占めている。

### (5) 海洋汚染の発生状況

当海域における最近3箇年間の油等による海洋汚染の発生状況は、排出源別にみると船舶に係るものが多く、陸上油保管施設に係わるものは少ない。

また、船舶に係わるものを原因別にみるとバルブ操作の誤り等、器具類の取扱い不注意によるもの及び故意排出等によるものが多く、全体の約85%を占め、次いで海難によるものとなっている。

### (6) 海域の周辺環境

当海域の海岸は、風光明媚な自然環境に恵まれている。

海岸の景観美を誇る竹野海岸等、観光地として有名な場所が数多くあるほか、透き通った海水と砂浜のきれいな海水浴場が各府県に多数点在している。

また、国立公園としては、京都府から鳥取県にかけて山陰海岸国立公園が指定されている。

〔参考文献〕 「大阪湾・播磨灘海域 排出油防除計画」 海上保安庁  
「山陰沿岸・若狭湾海域 排出油防除計画」 海上保安庁



## 第4節 対象災害の種類

### 第1 趣旨

本計画の対象範囲とする災害類型を定める。

### 第2 内容

#### 1 海難による人身事故

海難には、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷などがある。

これらの海難の発生により遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する場合がある。

このうち、人的被害が大きいケースは客船（定期客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。）の場合で、その代表的な事故は次のとおりである。

##### (1) 衝突

船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「見張り不十分」、「航法不遵守」、「信号不吹鳴」、「速力の選定不適切」等となっている。場所別では、船舶の輻輳する瀬戸内海が最も多い。

##### (2) 衝突（単）

船舶が、岸壁、栈橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「操船不適切」、「操舵装置・航海計器の整備・取扱不良」等が原因となっている。場所別では、瀬戸内海等が最も多い。

##### (3) 乗揚

船舶が、水面下の浅瀬、岩礁、沈船等により乗り揚げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

原因別では、「船位不確認」、「針路の選定・保持不良」、「水路調査不十分」等となっている。

場所別では、離島航路の多い南西諸島、九州北部及び西岸、瀬戸内海等の順となっている。

##### (4) 機関損傷

主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

原因別では、「船体・機関設備の構造・材質・修理等不良」、「主機の整備・点検・取扱不良」等であり、前記2原因が大部分を占めている。

##### (5) その他

転覆、火災、爆発、浸水などがある。

#### 2 重油等の流出事故

重油等（ここでは、石油類、ケミカル類、液化ガスの総称を指す。以下同じ。）の海洋流出事故による影響は、発生海域、時間の経過、油種、油量、海象などの多くの要素によって決まるが、その対策のために最も重要な油種等による対応方法及び経時変化を整理する。

##### (1) 石油類

###### ① A重油

・漁船や小型内航船等で燃料として使用するので流出件数としては最も多い。主な原因は、衝突・乗揚である。流出の規模は、通常小～中規模、防除日数は2～3日となることが多い。

流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。

・対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。

オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。

沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。

② C重油

- ・大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。
- ・対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。C重油は、油処理剤の効果が無い場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。

③ 原油

- ・原油タンカーから、取扱ミス、衝突等の原因で漏洩事故が起こる。  
流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。  
非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。  
原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。
- ・対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。

④ ガソリン

- ・ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。  
また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。
- ・対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。  
やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。

(2) ケミカル類（有害液体物質）

- ・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下、「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。  
多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。
- ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。

(3) 液化ガス

- ・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。  
また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。
- ・LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。  
LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

〔参考文献〕 「海上防災研修資料」 海上災害防止センター  
「旅客船海難の実態」 海難審判庁

## 第5節 過去に発生した災害

### 第1 趣旨

過去における災害の発生状況をとりとまとめる。

### 第2 内容

#### 1 国内の主な海上災害

日付	災害の内容
昭和46年11月	新潟港外でリベリアタンカー「ジュリアナ号」が座礁。船体が二分され、重油約7,200キロリットルが流出。
昭和49年12月	三菱石油水島製油所で重油タンクの底部が裂け、43,000キロリットルが流出。そのうち約7,500～9,500キロリットルが瀬戸内海に流出し、播磨灘南部海域に拡散した。 この事故を契機に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。
昭和52年 4月	松山市沖の釣島水道付近でパナマ船籍のタンカー「アストロ・レオ号」に日本の貨物船が衝突し、タンカーが炎上。原油約1,200キロリットルが流出した。
昭和52年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが船体損傷。原油約1,300キロリットルが流出。
昭和61年10月	高知県室戸岬沖でタンカーが衝突。灯油約1,380キロリットルが流出。
平成 2年 1月	京都府与謝郡の丹後半島海岸でリベリア船籍の貨物船「マリタイム・ガーデニア号」が座礁、船体が二分し重油約920キロリットルが流出
平成 9年 1月	島根県隠岐諸島沖でロシア船籍のタンカーナホトカ号の船首部分が折損。重油約6,240キロリットルが流出。兵庫県をはじめ、京都府、福井県、石川県等に多量の重油が漂着した。冬の日本海は海上が荒く回収作業は難航。足場の悪い危険地域での油回収作業には自衛隊の派遣を要請した。 この事故を契機に6月に改正された防災基本計画には海上災害対策編が新設され、近畿府県において地域防災計画のうち、海上災害対策計画の充実強化を促すきっかけとなった。
平成 9年 7月	東京湾でパナマ船籍の大型タンカー「ダイヤモンド・グレース号」が座礁。原油約15,000キロリットル(ナホトカ号事故の約2倍)が流出したと報道されたが、翌日10分の1の1,556キロリットルに修正された。 災害対策基本法に基づき、運輸大臣を本部長とする非常災害対策本部が設置された。
平成14年 3月	島根県隠岐諸島沖でベリーズ船籍の貨物船「A I G E号」が日本の漁船と衝突。沈没した「A I G E号」から重油が流出した。 本県ではA I G E号重油流出災害警戒本部を設置し、漂流油の回収作業を行った。
平成20年 3月	明石海峡大橋付近の海上で、タンカー「オーシャンフェニックス号」、貨物船「ゴールドリーダー号」、貨物船「第五栄政丸」が衝突。沈没した「ゴールドリーダー号」から重油が流出した。 本県では、海上災害対策連絡会議を設置し、漂流油等の回収作業を行った。

## 2 兵庫県内の主な海上災害

### (1) ロシア船籍タンカーナホトカ号の重油流出事故

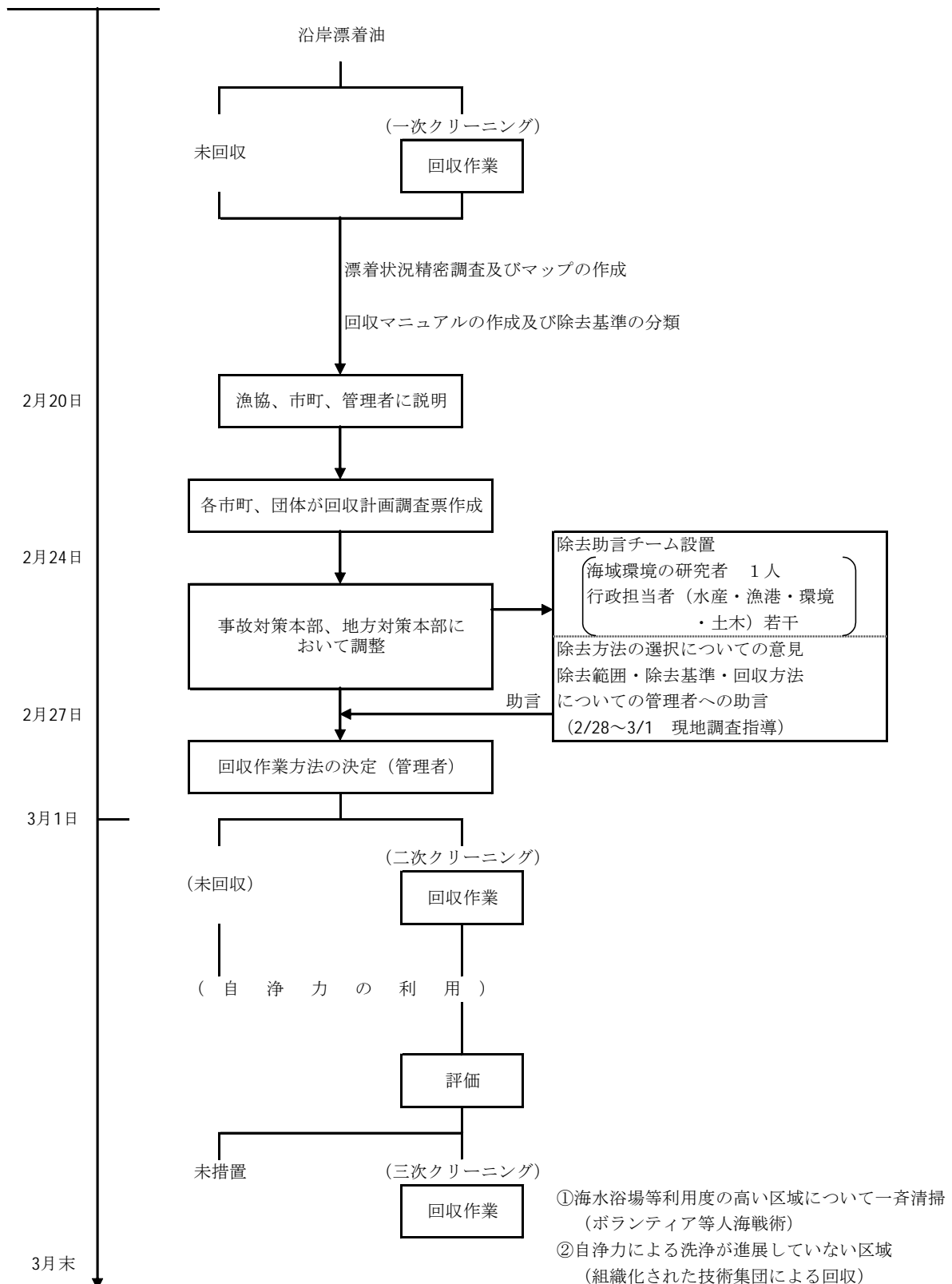
#### ① 発災後の主な記録

日 付	県 の 対 応	国 等 の 対 応
1月2日（木）	・海難事故発生	・海上保安庁が遭難信号を受信 ・巡視船、航空機及び特殊救難隊による乗組員救助開始
1月3日（金）		・第八管区海上保安本部から沿岸府県に事故・浮流油等の情報提供
1月4日（土）	・情報収集開始	
1月5日（日）	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方隊が災害派遣要請があり次第出港できる体勢を完成
1月6日（月）	・情報収集	・海上自衛隊舞鶴地方総監が第八管区海上保安本部長から災害派遣要請を受ける ・ナホトカ号油流出事故等関係省庁連絡会議開催
1月7日（火）	・情報収集	・海上保安庁に海上保安庁防災業務計画に基づく「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」（本部長：海上保安庁長官）を設置 ・ナホトカ号船首部、福井県三国沖に着底
1月8日（水）	・現地確認班の派遣。油塊漂着を確認 ・「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」（本部長：防災監）を設置	
1月9日（木）	・県警ヘリ「フェニックス」が油塊偵察 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町が対策本部設置 ・陸上自衛隊第3特科連隊に自衛隊派遣待機体制依頼 ・防災監現地視察	・第九管区海上保安本部長が自衛隊に災害派遣要請
1月10日（金）	・神戸市ヘリが島根県沖の油塊偵察 ・姫路の「出光興産㈱」からドラム缶を200本調達	・「ナホトカ号海難・流出油災害対策本部」（本部長：運輸大臣）設置
1月11日（土）	・生活創造課、北但福祉事務所、県社会福祉協議会にボランティア連絡窓口を開設 ・豊岡市、竹野町、香住町、浜坂町にボランティア連絡窓口を開設 ・県調査船「たじま」が油塊回収作業を開始	
1月12日（日）	・姫路市、尼崎市の事業者からドラム缶150本を現地へ搬送 ・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」（本部長：知事）を設置 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」（本部長：但馬県民局長）を設置	

日付	県の対応	国等の対応
1月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員を対象としたボランティア休暇制度が発足</li> <li>・回収した漂着油の搬出作業開始(県)が搬出先として新日本開発(株)を紹介</li> <li>・県が重油による汚染状況を調査(海鳥の10%程度に重油付着を確認)</li> </ul>	
1月14日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県消防防災ヘリコプター「ひょうご」が鳥取沖の油塊偵察</li> <li>・県社会福祉協議会がボランティアコーディネーターを派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上保安庁長官から海上災害防止センターに対し、1号業務指示</li> </ul>
1月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が現地視察</li> <li>・現地で県及び地元関係機関による対策会議を開催</li> <li>・災害救援専門ボランティア18名を油回収に派遣</li> </ul>	
1月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地域連絡協議会」(会長:豊岡市長)を設置</li> <li>・インターネットによる情報発信開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出油が能登半島を越え、富山湾、更に新潟沖にまで拡大</li> <li>・海上自衛隊が海面状況調査の範囲を新潟県沖から島根県沖に広げる</li> </ul>
1月18日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡市で漂着油回収作業中の男性が急性心不全により死亡(県から見舞金を支給)</li> </ul>	
1月19日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹野町、香住町に新たな油塊が漂着</li> </ul>	
1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚介類の重油汚染実態調査を実施(～24日まで、汚染は認められず)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナホトカ号流出油災害対策関係閣僚会議を設置(主宰:内閣官房長官)</li> </ul>
1月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊岡保健所が各市町に「重油対策に際しての健康管理に留意するよう」文書で通知</li> </ul>	
1月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上自衛隊第三特科連隊が調査のため現地入り</li> <li>・県警ヘリ「フェニックス」による偵察</li> </ul>	
1月24日(金)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運輸省が「ナホトカ号事故原因調査委員会」を設置</li> </ul>
1月25日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県より自衛隊に派遣要請。隊員150名の派遣を要請する</li> </ul>	
1月28日(火)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海で重油被害の海鳥が1,000羽を越える(環境庁調べ)</li> </ul>
1月29日(水)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンゼン、メタン等の測定を実施</li> </ul>
2月2日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環日本海交流西日本協議会が、英国運輸省コーストガード海洋汚染対策部海洋汚染コントロールユニットからディビット.R.ベッドボロー氏を招聘。回収等にかかる指導・助言を受ける。(2/4まで)</li> <li>※ 上記助言等を参考にして、砂浜、れき浜、岩場、護岸等それぞれの特性に応じた重油回収マニュアルを後に作成。</li> <li>・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤退</li> </ul>	
2月9日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県漁連、漁協を中心に、漂着状況精密調査を実施し(～14日)、後日重油漂着マップを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船首部の重油抜き取り作業のための仮設道路が完成</li> </ul>
2月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシアタンカー重油流出事故業種別影響調査(各種食料品小売業、鮮魚小売業、観光関係)の実施</li> </ul>	

日 付	県 の 対 応	国 等 の 対 応
2月14日（金）		・運輸省が「ナホトカ号船首部残存油対策検討委員会」を設置
2月18日（火）		・第九管区海上保安本部長から海上自衛隊に災害派遣撤収要請が出される
2月24日（月）	・海域環境工学の専門家及び県関係部局の技術責任者より油防除助言チームを編成(2月28日～3月1日まで現地調査を実施)	・第八管区海上保安本部の派遣要請解除に伴い、海上自衛隊艦艇が油回収作業から撤収
2月25日（火）		・船首部の重油抜き取り作業が完了
2月26日（水）		・環境庁が重油漂着周辺地域の環境汚染は軽微と発表（中間報告）
3月 1日（土）	・各海岸管理者等は、重油漂着現状マップ及び重油回収マニュアル及び上記助言チームの意見の意見を聴いて、各漂着箇所ごとの残存漂着油回収計画を作成。	
3月 5日（水）	・兵庫県より陸上自衛隊第3特科連隊に対し、放置重油の回収のため派遣要請	
3月 6日（木）	・陸上自衛隊第3特科連隊153名が豊岡市で搬出活動を実施	
3月19日（水）	・陸上自衛隊第3特科連隊が但馬から撤収	
3月22日（土）	・地元住民、ボランティア（2,343名）による但馬海岸一斉クリーニングを実施。竹野町7カ所、香住町15カ所 ・災害救援専門ボランティア22名を派遣	
3月23日（日）	・地元住民、ボランティア（3,118名）による但馬海岸一斉クリーニングを実施。豊岡市4カ所、竹野町7カ所、香住町15カ所、浜坂町7カ所。これにより一部地域を除き、自然浄化に任せられる程度にまで回復	
4月5日（土）	・但馬海岸「回復宣言」を発表 ・各市町の対策本部廃止 ・「兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部」（本部長：知事）を「ロシアタンカー重油流出事故兵庫県警戒本部」（本部長：防災監）に切り替え ・「ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地方本部」（本部長：但馬県民局長）を廃止	

② 沿岸漂着油の回収手順



③ 海岸漂着油の回収マニュアル（概要）

（兵庫県ロシアタンカー重油流出事故対策本部及びロシア重油流出事故但馬地方本部が海岸に漂着した流出油の回収を進めるため、英国政府の専門家ディビット・R・ベッドボロー氏の助言及び石川県水産課が作成した「沿岸漂着油回収指針（てびき）」をもとに作成し現場での作業に活用したものを）

1) はじめに

海岸漂着油の回収については出動人員や漁船の手配及び使用機材の調達等を事前に十分な調査の上、地理的な諸条件を十分考慮して決定し、効率よく回収できるよう努めることが肝要である。

2) 油回収の方針

油回収の判断は、現場の利用度・利用形態や自然環境を総合的に判断して決めることが重要。

ア 砂浜に残った油塊の回収は、砂混じりの油を回収することになり、重機の使用はかえって砂の含有率を増やすこともあるので、手作業でこまめに拾っていくことを基本とする方法が最も良いと考えられる。

イ 重機などの車両を使用することは油に混ざる砂の量を増やすばかりでなく、砂に潜っている油をよけいに深く浸透させて、砂浜の油汚染を悪化させることもあるので、使用については慎重に行うこと。

ウ 砂に混じった漂着油の状況によってはビーチクリーナーの使用も効果があると考えられるが、使用場所により効果に変動があるので、試行をした後、導入することを勧める。

エ 漂着した油塊または油は後に砂をかぶったり、砂の中に深く潜っていくものもあるので注意が必要。結果的には時間がかかってもボランティアなどの助けを借りて少しずつ回収することを勧める。

オ 四輪駆動車等の砂浜への乗り入れは、今後の回収作業の障害となる恐れがあるので、作業に必要な車両以外の進入は当分の間見合わせてもらう必要がある。

3) 岩礁・岩場

ア 回収作業の程度

程 度	回 収 内 容
A	未着手部分について陸から、または漁船から直接ひしゃく、吸着材等で回収し、その後は、自然浄化にまかせる。(既に回収した場所については現状で終了する。)
B	漂着または岩場等の間で浮遊しているもの、岩場の表面に付着しているものについて移植こて、へら、吸着材等により回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	表面に付着しているものについて、さらにふき取り等、手作業で徹底を期す。(足場が確保される場合に限る。)

イ 考え方

基本的には、れき浜と同様である。足場の悪いところが多いことから特に安全に注意を払い、利用上どうしても必要のある場合以外は自然浄化にまかせることとする。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないこととする。

4) 人工構造物（異形ブロック等、入り組んだ形状のもの）

ア 回収作業の程度

程 度	回 収 内 容
A	現状で終了し、後は自然浄化にまかせる。
B	表面に付着しているもの、空隙に浮遊しているものについて、手作業で実施できる範囲で回収し、その後は自然浄化にまかせる。
C	手作業で実施できる範囲で回収した後、高圧洗浄機等の機器により徹底を期す。



イ 考え方

できる限り手作業で回収し、利用上必要でありやむを得ず洗浄する場合は、オイルフェンスで付近を囲み、取り除いた油が流出しないように吸着材等で流れた油を回収しながら作業を行う。一般のボランティアによる回収は足場の悪いところでは行わないようにする。

5) 回収手段

ア 高压洗浄機（高压ポンプ洗浄）

沿岸の岩場海岸に漂着したチョコレートムース状の油の回収・除去について、高压洗浄機を使用して除去する場合は原則としてオイルフェンス等を用いて閉鎖した状態で行わないと油を再び海中に戻してしまい、最終的に浅海域の生態系に影響を与える恐れがあるので、実施については慎重に行うこと。

具体的には、当面、油除去の困難な岩場の裂け目や漁業用施設の荷揚場など、限定的な範囲でその場を海水を用いて洗浄する程度にとどめておく。特に、洗浄を岩場全体に行ったり、温水（高温湯）や油脂二次汚染防止剤（処理剤等類似の薬剤）を同時使用すると、油で痛んだ浅海の生態系に影響を与え、磯やけなどの将来の被害を生じる恐れがあるので、現段階ではできるかぎり避けること。

イ 温水洗浄

局所的に清掃する必要がある、低温の海水では洗浄効果が得られない場合には、30度から35度程度の温水を用いたポンプで洗浄することは有効だが、これ以上高温の湯を使用することは現段階では避けること。15度以上で油塊は柔らかくなり、剥離するので高温にならないように注意して実施すること。

ウ 油吸着材

油吸着剤は、沿岸で浮いている油を吸着させるうえで有効な回収方法だが、その吸着材ごと油が沈んでしまい、あとで海底に油が残ってより被害が広がる場合がある。したがって陸上から手の届く範囲か、回収が可能なようにひきひも等をつけて使用すること。また、回収した後は吸着材ごと集積し、ドラム缶や土嚢袋等に収容すること。

エ 砂の交換・油の付着した岩の撤去

油が付着していても、自然の力によって油は分解する。手で回収できる範囲で回収した後は、特別な理由がない限り、海岸の砂や岩の撤去は十分検討を重ねたうえでできないものと思われる。

④ 兵庫県における回収作業

油の回収作業に携わった人員		延べ27,492人
油 回 収 量	ドラム缶(200ℓ)	5,340本
	ペール缶(20ℓ)	332本
	土 嚢 袋	17,220袋
	総 計	約1,419キログラム

(2) ベリーズ船籍貨物船A I G E号の重油流出事故

日 時	内 容	備 考
平成14年 3月31日 10:35	・A I G E号衝突事故の第1報	八管本部 → 防災企画課
11:15	・流出油は拡散処理しており、沿岸部への漂着はないとの見解	八管本部 → 防災企画課
4月1日 10:55	・沈没現場において、巡視船艇7隻及び島根県所有船舶等8隻が防除作業中	八管本部 → 防災企画課
4月2日 21:40	・沿岸漂着はないと思われたが、北風の影響から兵庫県沿岸に漂着する可能性が発生	八管本部 → 防災企画課
4月3日 9:00	・出航中の県但馬水産技術センター所有船舶「たじま」を現地に派遣（11:20から巡視船の指示を受け作業開始）	香住保安署 → 但馬水産事務所 （協力依頼） 香住保安署 → 県漁連但馬支部 （協力依頼）
11:50	・余部埼付近に漂着（4日 14:00）予定との予測	八管油漂流予測（第6報）
13:30	・兵庫県において「A I G E号重油流出災害警戒本部」及び「同但馬地方本部」を設置	
14:00	・余部西方に漂着予定（4日 2:00）との予測	八管油漂流予測（第7報）
20:00	・4日早朝より巡視船6隻が作業開始決定 ・民間作業船（但馬水産事務所が手配）6隻の出航決定	流対協防除対策会議開催
4月4日 8:00	・香住海上保安署内に総合調整本部を設置 （4～6日の毎8:00及び18:00に連絡会議開催）	流対協総合調整本部の設置
10:30	・久美浜沖約7.8kmに漂流予定（5日 3:00）との予測	八管油流出漂流予測(第3報)
4日の作業状況	【出動船舶】・海上保安庁巡視船 8隻 ・九州地方整備局油回収船 1隻 ・海上自衛隊掃海艇 2隻 ・兵庫県調査船「たじま」 1隻 ・5漁業協同組合漁船 9隻 ・港湾業者作業船 6隻 計27隻	
5日の作業状況	【出動船舶】・海上保安庁巡視船 10隻 ・九州地方整備局油回収船 1隻 ・海上自衛隊掃海艇 2隻 ・兵庫県調査船「たじま」 1隻 ・5漁業協同組合漁船 27隻 ・港湾業者作業船 6隻 計47隻	【4～5両日の油回収量】 ・香住東港 173本 ・竹野町青井浜 55本 （海藻等付着分30本含む） 計228本
4月6日 9:00	総合調整本部会議の終了	
4月8日 11:00	・兵庫県において「A I G E号重油流出災害 警戒本部」及び「同但馬地方本部」を廃止	
4月9日 18:00	総合調整本部の解散	

## 第2編 災害予防計画



# 第 1 章 基本方針



## 第1章 基本方針

### 1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合を想定し、人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、兵庫県強靱化計画を踏まえ、防災関係機関及び関係団体等が取るべき予防対策について定める。

### 2 海上災害に関する基本的な考え方

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について、人命救助を必要とする場合、海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う（別表1、2参照）。

また、重油等の流出事故により防除が必要となった場合、その防除義務者は当該船舶の船長等であるが、これらの者が必要な措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合には、海上保安本部、指定海上防災機関等が防除に当たる。

また、一旦陸岸に漂着した場合の回収、収集、運搬、処分の責任者は、船舶所有者であるが、船舶所有者の対応だけでは処理ができない場合には、生活環境の保全等のため自治体が対応せざるを得ない（別表3、4参照）。

平成9年1月に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、流出した重油が大量で、被害が広範囲に及んだため、海上保安本部、県、沿岸市町、その他防災関係機関、住民、更にはボランティアが緊密な連携をとり対応に当たった。

このように、被害が相当程度大きく防災関係機関等の連携による対応が求められる海上災害に対しては、地域の防災関係機関の活動を調整する県が担うべき役割はますます大きくなっている。

また、近隣府県との広域連携も重要となっている。

別表1 海難による人身事故における対応と責任者

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助

別表2 海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令

主 体	根 拠 法 令	任 務 等 の 内 容
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町村長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

### 別表3 重油等の流出事故の防除義務者等について

#### ○海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

##### 1 総括的な規定

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条第2項 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合は、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

##### 2 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

###### (1) 大量の油又は有害液体物質が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
・船舶の船長 又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をした者	海防法第39条第1項	排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去のための応急措置を講じなければならない。
・船舶の所有者 又は管理施設の設置者 ・排出の原因となる行為をした者の使用者	海防法第39条第2項	排出油等の防除のため必要な措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。

###### 大量の油又は有害液体物質の濃度及び量の基準

- ・海防法施行規則第30条、第30条の2：油の濃度及び量の基準  
濃度：1万cm<sup>3</sup>当たり10cm<sup>3</sup>以上、量：100リットル以上
- ・海防法施行規則第30条の2の2：有害液体物質の量の基準  
海防法施行令別表第一第1号から第3号に掲げる有害液体物質の区分に応じた量  
第一号 X類物質等：1リットル以上  
第二号 Y類物質等：100リットル以上  
第三号 Z類物質等：1000リットル以上



(2) 廃棄物等が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
海上保安庁長官	海防法第40条	海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※(1)及び(2)の場合における海上保安庁長官による措置（海防法第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれのある油若しくは有害液体物質の抜き取りまたは沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用のうち、国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
・船舶の船長 又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法第42条の2第3項	直ちに、引き続き危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法第42条の5第1項	当該危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

○漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

別表4 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根 拠 法 令	責 務 等 の 内 容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15 第1項～第2項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は指定海上防災機関に排出油等の防除の措置を指示すること。
指定海上防災機関	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出特定油の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号, 第103号 第31条第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。</li> <li>・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。</li> </ul>
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法第12条第2号 " 第6号 第34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。）</li> <li>・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。</li> </ul>
漁港管理者	漁港漁場整備法第4条 第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

## 第2章 活動・連携体制の整備



## 第2章 活動・連携体制の整備

[実施機関：県危機管理部、排出油等防除協議会]

### 第1 趣旨

海上災害対策に係る平時からの防災関係機関との連携体制について定める。

### 第2 内容

#### 1 職員の体制

県は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練等を通じ、周知徹底を図ることとする。

- (1) 参集基準
- (2) 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制
- (3) 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法等の周知
- (4) フェニックス防災端末の使用法の習熟

#### 2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は、災害発生時において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援に関する協定を締結しておくなど協力体制を構築し、平時からの連携強化に努め、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めることとする。
- (2) 県及び沿岸市町を管轄する消防本部は、消防の応援について近隣市町間の協定の締結を推進する等、消防相互応援体制の整備に努めることとする。

#### 3 広域的な連携体制

##### (1) 近隣府県との連携体制

- ① 県は、平時より近隣府県との相互応援体制の連携強化に努めることとする。
- ② 本県だけで災害に対応することが困難な場合は、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請することとする。
- ③ 災害が複数の府県にまたがる場合、あるいは近隣府県において災害が発生した場合、県は同協定等に基づき、相互応援に努めることとする。
- ④ 各府県において保有する資機材の種類、数量、保管担当部署等について、平時から情報を交換し、非常時において有効に活用できるよう体制の整備に努めることとする。

##### (2) 排出油等防除協議会等における連携体制の充実

- ① 排出油等防除協議会等は、平時より県等会員間の連携を密にし、必要な資料交換や訓練実施などに努めることとする。
- ② 県と関係のある排出油等防除協議会等としては以下のものがある。
  - 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会
  - 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会
  - 但馬沿岸排出油等災害対策協議会

##### (3) 民間事業者等との連携体制

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

(空白)

### 第3章 情報の収集・伝達体制の整備





## 第3章 情報の収集・伝達体制の整備

[実施機関：県危機管理部、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]

### 第1 趣旨

災害時の情報収集、伝達、分析体制の整備及び運用について定める。

### 第2 内容

県では、平時には住民との情報交換や市町との連携にも活用し、災害時には情報収集や被害予測を行い、迅速で的確な行政の意思決定、初動体制、復旧活動を支援する「フェニックス防災システム」を本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に整備している。

このシステムにより、情報の収集・伝達・共有手段を多重に確保して緊急時に備え、平時より情報の収集・伝達体制、分析体制の整備を行うこととする。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県は、関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るなど、緊急時の情報の収集・連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えておくこととする。

- ① 関係機関の名称、所在地、電話、**ファクシミリ**番号等の一覧表
- ② 関係機関間における連絡経路

(2) 海上保安本部、県並びに県警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため必要に応じ航空機、巡視船、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進することとする。

(3) 海上保安本部、県、県警察本部及び沿岸市町は、流出重油等の状況を写真撮影し、フェニックス防災システムを通じて、それを迅速に電送することができるよう、デジタルカメラ、パソコン及び携帯電話等による写真の電送手段の整備に努める。また、的確に使用できるよう日常業務での使用及び訓練等を通じて習熟を図ることとする。

(4) 沿岸地域の県民局・県民センター、沿岸の関係市町は、情報収集と、収集した情報を県にフェニックス防災システム等を通じ、逐次報告する体制を整えておくこととする。

(5) 県は関係機関、個人からの情報収集のための窓口を設置するとともに、受け取った情報を関係機関に伝達する体制を整えておくこととする。

(6) ここでの関係機関とは概ね以下の機関を指す。

- ① 国の機関（国の本省庁、指定地方行政機関）
- ② 自衛隊
- ③ 県、県警察本部、県の地方機関
- ④ 市町、消防機関
- ⑤ 大学、研究機関
- ⑥ 指定公共機関、指定地方公共機関、報道機関、その他関係企業

#### 2 情報の分析整理

(1) 県、沿岸の関係市町は、防災関係の職員に対し、指定海上防災機関の研修会などの各種セミナー、講演会への出席等を通じ、専門的な知識の習得に努めさせる。

また、専門的な知識を要する事項については外部の専門家を活用することとし、平時から必要な人材の把

握に努めることとする。

(2) 専門的な知識を要する事項は、概ね以下のとおりとする。

- ① 県周辺における海上交通の現状と危険性に関すること。
- ② 重油等が流出した場合における、県沿岸への漂着可能性に関すること。
- ③ 重油等が漂着した場合における、回収、運搬、処理の方法に関すること。
- ④ 補償請求に関すること。
- ⑤ 環境への影響に関すること。

(3) 県、沿岸の関係市町は、平時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めることとする。

また、国の機関によってこれらの情報がデータベース化、オンライン化、ネットワーク化された場合は、積極的にこれを活用することとする。

### 3 通信手段の確保

県は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意することとする。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- (3) 通信手段の定期的総点検、機器操作の習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 通信機器等の平時利用
- (5) 平時からの電子メール、電子掲示板等の積極的活用
- (6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

### 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) フェニックス防災システムの活用
- (2) 職員の専門的な知識の習得
- (3) その他必要な事項

## 第4章 海上交通の安全性の確保



## 第4章 海上交通の安全性の確保

[実施機関：近畿総合通信局、近畿地方整備局、神戸運輸監理部、神戸地方気象台、海上保安本部]

### 第1 趣旨

船舶の安全な運航の確保について定める。

### 第2 内容

#### 1 海上交通の安全のための情報の充実

(1) 神戸地方気象台は、船舶などの海上交通の安全に資するため、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波等の状況を観測し、関係機関、船長等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報、警報等の情報を適時・的確に発表して事故の防止・軽減に努めることとする。

また、海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど、気象、水象に関する知識の普及及び技術指導を行うこととする。

(2) 海上保安本部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、船舶気象通報等、海上交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図ることとする。

#### 2 船舶の安全な運航の確保

(1) 神戸運輸監理部は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図ることとする。

(2) 神戸運輸監理部は、人的要因に係る海難事故防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：PSC）の実施を積極的に推進するとともに、PSC実施体制のさらなる強化、整備を進めることとする。

(3) 海上保安本部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るとともに、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制を強化し必要に応じて巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うこととする。

(4) 近畿総合通信局は、小型船舶の通信手段の普及に努めるとともに、検査体制の充実を図るよう努めることとする。

(5) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

#### 3 船舶の安全性の確保

(1) 神戸運輸監理部は、技術革新による輸送形態の多様化、諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めることとする。

(2) 神戸運輸監理部は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施することとする。

#### 4 海上交通環境の整備

(1) 近畿地方整備局・港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性に努めるとともに、港湾施設の整備等を行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守することとする。

(2) 海上保安本部は、航路標識の整備・老朽化対策に努めることとする。

(空白)

## 第5章 災害応急対策への備えの充実





## 第1節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

[実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県警察本部、沿岸市町、沿岸市町の消防機関、海上保安本部]

### 第1 趣旨

県民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるために、防災関係機関が行う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えについて定める。

### 第2 内容

#### 1 捜索活動への備え

- (1) 県及び沿岸市町は、捜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備（情報連絡手段）等の整備に努めることとする。
- (2) 海上保安本部及び県警察本部は、捜索活動を実施するための、船舶、ヘリコプター等の整備に努めることとする。

#### 2 救助・救急、医療活動への備え

- (1) 県、沿岸市町及び医療関係機関は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めることとする。
- (2) 沿岸市町は、陸上に運ばれた負傷者が多人数に上る場合を想定し、各医療機関の所在地、連絡先、受入可能人数等をあらかじめ把握し、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から医療救護体制の整備に努めることとする。
- (3) 県は、被害が広域に及び、沿岸の関係市町ごとの対応が困難と予想される場合は、負傷者等患者の搬送及び受入れが円滑に行えるよう、災害拠点病院、県医師会、消防機関、その他関係機関と連絡を密にして、後方支援を行える体制を整備しておくこととする。

#### 3 消火活動への備え

- (1) 海上保安本部及び沿岸市町の消防機関は、平時から相互にあるいは消防機関同士の連携を図り、消防活動の充実・強化に努めることとする。
- (2) 海上保安本部及び沿岸市町の消防機関は、消防艇等の消防用設備・資機材等の整備促進に努めることとする。
- (3) 沿岸市町は、海水、河川水等を消防水利として利用するための施設の整備を図ることとする。

#### 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 救出・救助用資機材の整備
- (2) 医療救護体制の整備
- (3) 消防用設備・資機材等の整備
- (4) その他必要な事項

## 第2節 緊急輸送活動

[実施機関：県危機管理部、県警察本部、沿岸の関係市町、海上保安本部]

### 第1 趣旨

災害発生時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送活動を実施するための体制の整備について定める。

### 第2 内容

#### 1 緊急輸送活動への備え

- (1) 海上保安本部は、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を実施できるよう体制を整備することとする。
- (2) 沿岸の関係市町は、緊急輸送用の車両等の確保について、あらかじめ定めておくこととする。
- (3) 県は、沿岸の関係市町からの要望に応え緊急輸送用の車両等をあっせんできるよう、輸送機関との連携をあらかじめ図っておくこととする。
- (4) 県及び沿岸の関係市町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。
- (5) 県警察本部は、沿岸の関係市町への緊急物資の輸送、あるいは負傷者等の移送に際しての、道路交通管理体制の整備に努めることとする。
- (6) 県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制に当たり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図ることとする。

#### 2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 緊急輸送用車両等の確保
- (2) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用
- (3) その他必要な事項

## 第3節 重油等の流出物の防除活動

[実施機関：県危機管理部、県農林水産部、県環境部、県土木部、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定海上防災機関、船舶所有者等]

### 第1 趣旨

重油等の流出に対する備えについて定める。

### 第2 内容

#### 1 重油等の流出物への対応策の概要

重油等の流出物はその種類が非常に多く、危険性も多様で、性質もそれぞれ異なる。

重油等の流出事故の場合、その対策も性状や事故の規模等によって異なる。

また、物質ごとに取扱方法に精通した専門家が非常に限られており、かつ専門知識を有していない者が取り扱った場合に、二次災害等の可能性があることが最大の課題である。

さらに、物質によっては危険性が非常に高く初動を誤ると被害を拡大させる場合も考えられる。

したがって、事故発生の際には、速やかに物質名を特定し、学識者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等をはじめとする専門家の助言を得つつ、対策を決定する必要がある。

そのためには、日頃から海岸に接した重油等の貯蔵場所に関する情報、県内の港湾で荷役される重油等に関する情報、周辺海域を航行する船舶が運送する重油等に関する情報等を、責任者、連絡方法等を含めて蓄積・整理しておく必要がある。

また、事故の際の専門的知見の入手先（指定海上防災機関、財団法人日本海事検定協会、学識経験者、製造者、荷送人、ターミナル管理者等）をあらかじめ確認しておくことが重要である。

さらに、事故発生について、発生場所（事業所、ターミナル、港内、港外の別）、物質の種類、事故の状況、流出量等を勘案した被害想定を行い、事故状況の把握、関係機関との情報交換、物質の特定、専門家への助言依頼、対処方法の決定、海上及び陸上からの監視体制、避難誘導、発火源の排除、周辺関係者への注意事項の周知、拡散・拡大防止、中和等の処理、回収作業等に関して関係機関はマニュアルを準備しておく必要がある。

#### 2 国の機関の予防活動

- (1) 海上保安本部は、関係機関による重油等の種類に応じた油防除資機材の保有状況を把握し、必要な資機材の整備を図ることとする。
- (2) 海上保安本部は、石油事業者団体等関係機関に対し、必要な資機材を平時から保有、管理するよう指導することとする。

#### 3 県の予防活動

- (1) 県は、重油等が大量流出した場合に、沿岸市町が行う防除作業を支援することとし、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握しておくとともに、緊急時の調達方法をあらかじめ定めておくこととする。また、兵庫県漁業協同組合連合会等と重油等が流出した場合の対応策について、予め協議しておくこととする。
- (2) 県は、重油等が大量に流出した場合に備えて、予め重油等回収手順マニュアルを作成しておくこととする。また、防除方法等に関する専門家のネットワークに努めるとともに、地域における専門家の育成・支援に努めることとする。
- (3) 次の県管理港湾においては、防除資機材及び保管倉庫の整備に努めることとする。  
姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、赤穂港、津名港、湊港、津居山港

- (4) 県は、国の機関が発表した重油等の浮流状況等の情報が、的確に沿岸の関係市町に伝わるよう、双方との連絡体制の整備に努めることとする。

#### 4 市町の予防活動

沿岸市町（特に港湾管理者である市）は、重油等が大量流出した場合に備えて、必要に応じて以下の体制整備に努めることとする。

- (1) 油防除資機材の保有、管理
- (2) 化学消火薬剤等消火機材の整備
- (3) 近隣市町の資機材の保有状況の把握
- (4) 市町間の応援体制の整備

#### 5 その他の団体の予防活動

- (1) 指定海上防災機関は、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により流出重油等防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な防除資機材を保有することとする。
- (2) 船舶所有者及び石炭法に基づく特定事業者等は、防除措置を実施するために必要な資機材を保有・整備するとともに、災害発生時の応急対策につき平時から油濁防止緊急手引書を備え置くこととする。

#### 6 環境保全対策

県及び沿岸の関係市町その他の防災関係機関は、重油等が大量流出し、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、以下の体制整備に努めることとする。

- (1) 平時の環境状況の把握
- (2) 環境調査体制の整備

県は、有害物質の物性、毒性、無害化処理方法等の環境関連情報の収集、分析機器の整備等を図ることとする。

- (3) 専門家等との連携

県は、環境影響調査の実施、また環境回復方策の策定のための助言を得るために、専門家をリストアップするとともに、必要な場合は「アドバイザー会議」を開催できるよう、専門家等と平時より連携を密にすることとする。

- (4) 国等の実施する研修等への参加

県及び沿岸の関係市町等は機会をとらえて、国等の実施する環境調査技術習得のための研修等に積極的に関係職員を派遣することとする。

- (5) 海鳥等動物救護体制の整備

県は、平時より県獣医師会、野鳥の会等の関係機関との連携を密にしておく。また、海鳥等動物救護のための手続きをあらかじめ定めておくこととする。

#### 7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 油防除資機材の備蓄・調達方法
- (2) 市町間の応援体制の整備
- (3) 研修等への職員の参加
- (4) その他必要な事項

[資料] 「油防除資機材保有状況」  
「油濁損害賠償補償制度の仕組み」

## 第4節 研修・訓練の実施

[実施機関：県危機管理部、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]

### 第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関職員等の災害対応能力の向上のための研修・訓練について定める。

### 第2 内容

#### 1 防災訓練

- (1) 県、沿岸の関係市町、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関は、国等の実施する防災訓練に積極的に参加することとする。
- (2) 県、沿岸の関係市町は防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込むよう留意するとともに、被害想定を明らかにする等、実戦的なものとなるよう工夫することとする。
- (3) 各機関は訓練結果の事後評価を通じて、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

#### 2 研修

- (1) 海上保安本部及び県は、海上災害防止に係る講習会を開催し、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めることとする。
- (2) 防災関係機関又は船舶所有者等は、各種研修会への職員の積極的な参加を図り、対応能力の向上に努めることとする。

#### 3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 防災訓練及び研修の実施内容
- (2) 防災訓練及び研修への職員の参加促進
- (3) その他必要な事項

## 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔実施機関：県民生活部、市町〕

### 第1 趣旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。

### 第2 内容

#### 1 災害ボランティア活動の環境整備

##### (1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。

また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

##### (2) 受入体制の整備

県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- ① ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。

##### (3) ボランティア活動の支援拠点の整備

県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。

#### (ひょうごボランティアプラザ)

- ・開 設 平成14年6月1日
- ・場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー6階
- ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、災害ボランティアの支援

##### (4) 資機材等の確保等

県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用でき

る簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

**(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり**

ひょうごボランティアプラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。

**(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応**

感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。

**2 市町地域防災計画で定めるべき事項**

**(1) 災害ボランティアの受入体制の整備**

- ① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設
- ② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化
- ③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携

**(2) 災害ボランティアの活動環境の整備**

- ① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備
- ② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり

**(3) 災害ボランティア等の確保**

被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援

**(4) その他必要な事項**

(空白)



## 第3編 災害応急対策計画



# 第 1 章 基本方針



## 第1章 基本方針

### 1 計画の目的

この計画は、海上災害が発生した場合における人命救助、消火活動、流出した重油等への対応、付近の船舶の航行安全措置、沿岸住民の安全及び漁業等への被害の拡大防止を図るため、防災関係機関及び関係団体等が取るべき応急対策について定める。

### 2 各機関の応急対応の概要

#### (1) 海難による人身事故の場合

① 海上保安本部は、災害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、県等関係機関への情報連絡、人命の救助・救急活動、消火活動、海上交通の交通安全等を進める。

さらに避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止を行うこととする。

② 県は、県沿岸海域において海上災害が発生したときは、法令、兵庫県石油コンビナート等防災計画及び本地域防災計画等に基づき、海上保安本部等と連携をとり、必要な応急対応を速やかに実施するとともに、市町が処理する消火活動、負傷者等の救急医療活動を支援し、かつ、総合調整を行うこととする。

③ 沿岸市町は、当該地域付近において海上災害が発生したときは、自ら救助・救急活動を実施するほか、海上保安本部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動等を行うこととする。

#### (2) 重油等の流出事故の場合

① 海上保安本部は、当該船舶の船長等の措置が不十分あるいは不適切なため、重油等の防除に十分な効果が上がらない場合、自らの装備・資機材を用いて海上における救助、油回収に全力を挙げ、被害を最小限に止めるための措置を講じることとする。

海上保安本部は、重油等が流出し、陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、県にその旨連絡するとともに、海上での防除作業に支障のない範囲で、県、市町の行う陸岸における回収作業を支援することとする。

② 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示または船舶所有者の委託を受けて、重油等の防除を行うこととする。

③ 県は、海上災害が発生して重油等が流出し、県の沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶおそれがあるときは、法令、本計画等に基づき、海上保安本部や沿岸の関係市町等と連携を密にして、必要な応急対応を実施するとともに、沿岸の関係市町が処理する応急対策の実施を支援し、かつ、総合調整を行うこととする。

④ 沿岸市町は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令、市町地域防災計画等に定めるところに従って、海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のための応急対策の実施に努めることとする。

### 3 応急対策の流れ

(1) 海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部による被害規模等の情報収集</li> <li>海上保安本部から県等への情報連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害対策本部及び地方本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町の災害対策本部の設置</li> </ul>
捜索活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部のヘリ等による捜索活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部等と連携をとった県、県警ヘリ等による捜索活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸海域を中心とする沿岸市町の捜索活動</li> </ul>
救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助・救急活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部等と連携した救助・救急のための県、県警ヘリの出動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動</li> </ul>
医療活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸の関係市町からの要請による県立病院の救護班の派遣又は医療機関への救護班の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸の関係市町は医師の確保を行い救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施</li> <li>沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部等の派遣を要請</li> <li>要請に基づく医療機関の医療・救護活動</li> </ul>
消火活動 (必要な場合に応じて)		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動</li> <li>消防庁による緊急消防援助隊の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町による消火活動</li> <li>沿岸市町は、必要に応じて、広域消防応援協定締結消防機関へ応援依頼</li> <li>沿岸市町は、必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請</li> </ul>
緊急輸送活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止</li> <li>神戸運輸監理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあわせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開</li> <li>県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置</li> <li>(困難な場合には県に対して調達のあわせん依頼)</li> </ul>

(注) その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による捜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

(2) 重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除措置の実施</li> <li>最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部から県等に情報連絡</li> <li>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</li> <li>防除資機材の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>海上災害警戒本部設置の準備</li> <li>防除関係者への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除関係者は出動待機</li> </ul>
発災海域における防除措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合、又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施</li> </ul>
(陸岸に漂着する可能性がある)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘリによる航空監視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害警戒本部及び地方本部設置</li> <li>防除資機材の調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町の災害対策警戒本部設置</li> <li>沿岸市町による防除資機材の調達</li> </ul>
(陸岸に漂着可能性大)			<ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害対策本部及び地方本部設置</li> <li>県民局等による陸岸のパトロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町災害対策本部設置</li> <li>沿岸市町による陸岸のパトロール</li> </ul>
沿岸海域における防除対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部の沿岸海域における防除作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流出油災害対策協議会会員等による沿岸海域での防除作業</li> </ul>
陸岸における回収作業		<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収方針策定</li> <li>沿岸市町の回収作業計画の総合調整</li> <li>災害救援専門ボランティアの派遣</li> <li>ボランティアの紹介窓口設置</li> <li>必要により、自衛隊への派遣要請</li> <li>必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸市町による回収作業計画の策定</li> <li>沿岸市町による回収作業</li> <li>沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置</li> </ul>
回収後の処理	(産業廃棄物の場合)船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合)収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

(空白)



## 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立



## 第1節 初動体制の確立

[実施機関：県危機管理部、県民局・県民センター、沿岸の関係市町、海上保安本部、指定公共機関等]

### 第1 趣旨

県、市町その他の関係機関における海上災害発生時の活動体制について定める。

### 第2 内容

#### 1 海上保安本部の活動体制

- (1) 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。  
なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図ることとする。
- (2) 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保することとする。
- (3) 事故船舶等から最寄りの事務所、警察署、消防署、県立香住漁業無線局などを通し得た情報又は緊急通報用電話番号「118番」等により得た情報について、県その他の防災関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達することとする。

#### 2 県・市町の活動体制

- (1) 県の関係各課、関係県民局・県民センター、沿岸の関係市町は、事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払うこととする。
- (2) 沿岸の関係市町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を最寄りの県民局・県民センター（連絡が取れない場合は防災企画課。以下、この章において同じ。）に連絡することとする。応援の必要性がある場合も同様とする。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県民局・県民センターを通じ沿岸の関係市町に連絡することとする。
- (4) 県は、防災関係機関との緊密な連携の確保に努めることとする。
- (5) 関係県民局・県民センターは、必要に応じて、広域的及び総合的対策を迅速に進めるため、沿岸の関係市町、漁業協同組合、観光協会、県機関等の地元関係団体及び海上保安本部その他必要と認められる機関により、連絡協議会を組織し、必要な事項を協議するとともに、その応急活動の円滑な実施を推進することとする。
- (6) 県は、応急対策の活動状況、海上災害対策本部設置状況等を瀬戸内海側の事故にあつては第五管区海上保安本部に、日本海側の事故にあつては第八管区海上保安本部に連絡することとする。
- (7) 県は、海上保安本部をはじめとする国の機関から受けた情報で、沿岸の関係市町、その他の関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達することとする。

#### 3 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等の活動体制

- (1) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、国、県の機関が実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講ずることとする。
- (2) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、必要に応じ自らも災害の拡大防止のために必要な措置を講ずることとする。
- (3) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとることとする。

- (4) 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行うこととする。

#### 4 広域的な応援体制

- (1) 県は、災害の規模から防除用資機材の調達を県内で対応しきれない場合等、近隣府県に応援を要請する必要があるときは、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」等に基づき、速やかに応援主管府県に対し応援を要請することとする。
- (2) 県は、災害が近隣府県において発生した場合は、同協定等に基づき、速やかに応援体制を整えることとする。
- (3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている排出油等防除協議会等と協力体制をとることとする。

特に、重油等の防除活動を実施する場合は、必要に応じて同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。

- 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会
- 福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会
- 但馬沿岸排出油等災害対策協議会

#### 5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 県等への応援要請
- (2) 応援協定に基づく応援要請
- (3) 排出油等防除協議会との連携
- (4) その他必要な事項

## 第2節 情報の収集・伝達

[実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県農林水産部、県土木部、県警察本部、沿岸市町、海上保安本部、指定公共機関等]

### 第1 趣旨

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

### 第2 内容

#### 1 災害情報の収集、報告等

##### (1) 実施機関

- ① 県、沿岸の関係市町は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該災害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ沿岸の関係市町にあつては県、県にあつては内閣総理大臣（窓口：消防庁。以下この節において同じ。）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあつても、迅速な情報の報告に努めることとする。

- ② 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集することとする。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に意を用いることとする。

##### (2) 報告基準

沿岸の関係市町は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致する災害
- ② 災害対策本部を設置した災害
- ③ 自らの市町内の被害は軽微であっても、県内市町及び隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ⑥ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

県は、同様の基準により内閣総理大臣に災害情報を報告することとする。

##### (3) 報告系統

沿岸の関係市町は、県に災害情報を報告することとする。

また、市町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

県は、沿岸の関係市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。

なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

沿岸の関係市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。

ただし、その場合にも沿岸の関係市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

#### (4) 災害情報の伝達手段

- ① 災害情報の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力することとする。
- ② 沿岸の関係市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。  
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ⑤ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

#### (5) 関係機関との連携

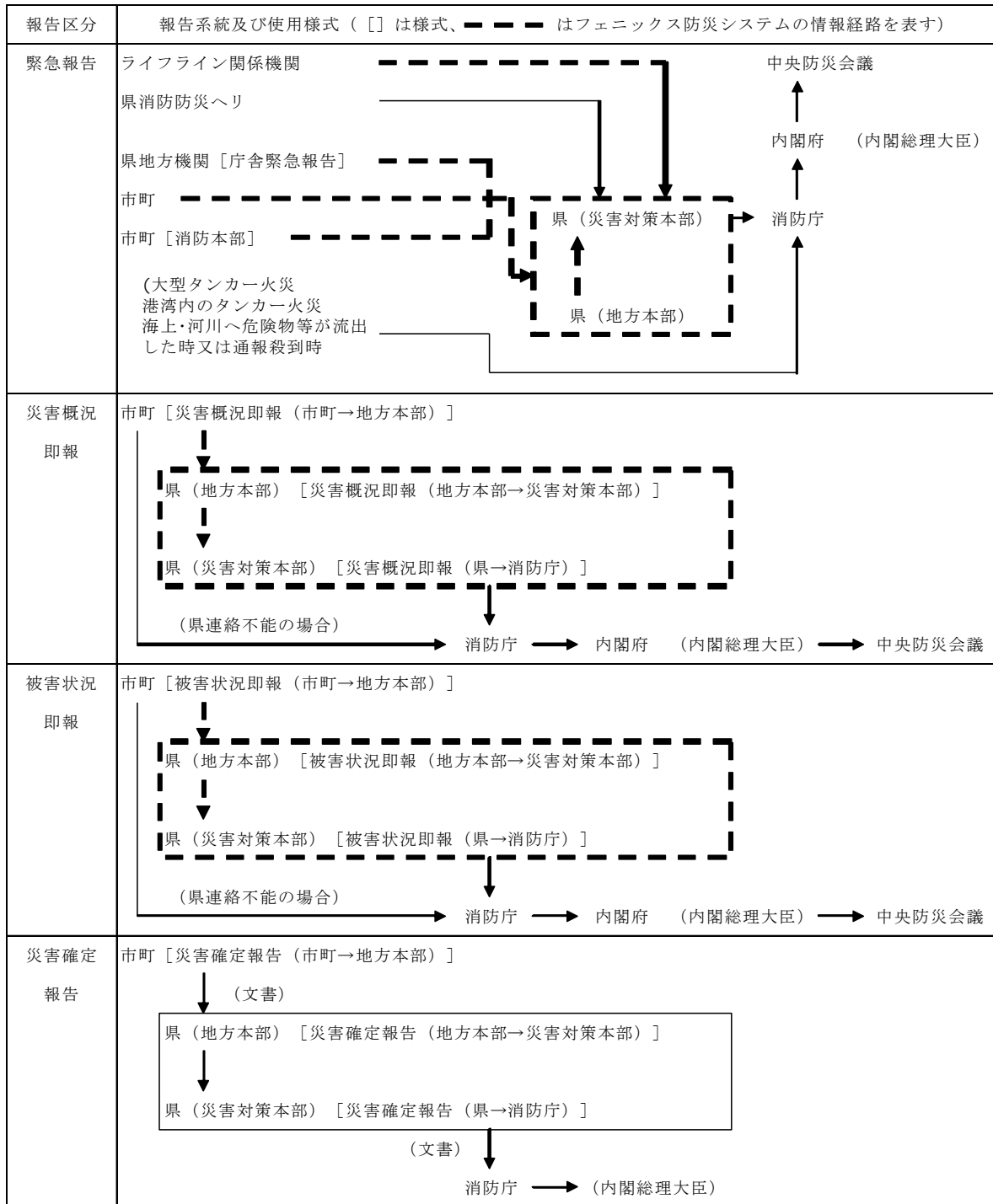
- ① 県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

##### [主な情報交換事項]

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
  - イ 交通機関の運航状況及び交通規制の状況
  - ウ 犯罪の防止に関する措置
- ② 海上保安本部は、海上における災害について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

○ 報告系統



- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。  
 2 市町は、県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。  
 3 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区分		平日 (8:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	87-048-500-90-49013	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

① 緊急報告

県は、災害発生後、直ちに以下の方法で災害の規模を把握し、内閣総理大臣に報告することとする。

ア 県は、大規模な被害が予想される場合には、直ちに県消防防災ヘリコプターによる調査活動を行うとともに、状況に応じ県警察本部、自衛隊、海上保安本部及び神戸市消防局に対し、航空機による調査活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

(ア) 災害発生場所の状況

(イ) 海上及び沿岸部における被災状況

(ウ) 住民の動向、その他

イ 市町は、次の場合、第1報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

(ア) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む）

(イ) 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。

消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。

報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

エ 海上交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について速やかに県に報告することとする。

② 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

ア 市町は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分に把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。

至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。ただし連絡員や



支援チームを派遣した場合には、それをもって代えることとする。

その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。

ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

③ 被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回（午後5時現在のもの）被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手したときは、この限りではないこととする。

④ 災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

⑤ その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行うこととする。

(7) 画像情報の送信

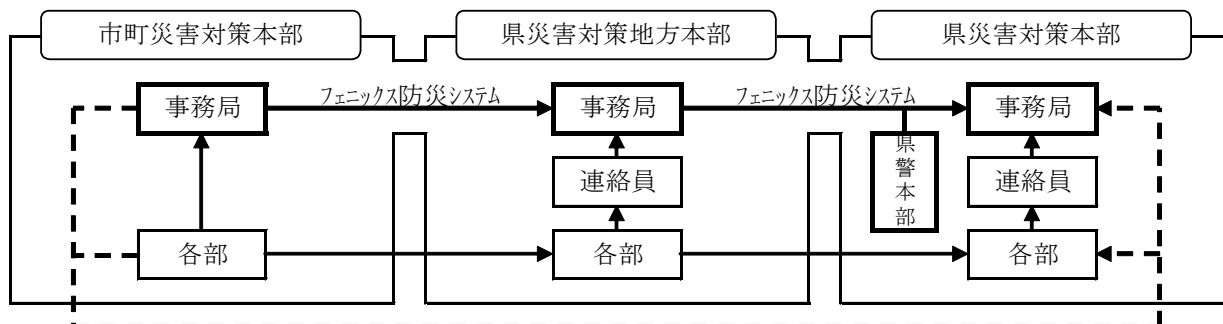
画像情報を送信することができる市町（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を県に送信することとする。

- ① 直接即報基準に該当する火災・災害等
- ② 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- ④ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

県においても同様の基準により、消防庁に送信することとする。

(8) 県における災害情報の収集伝達

- ① 被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。

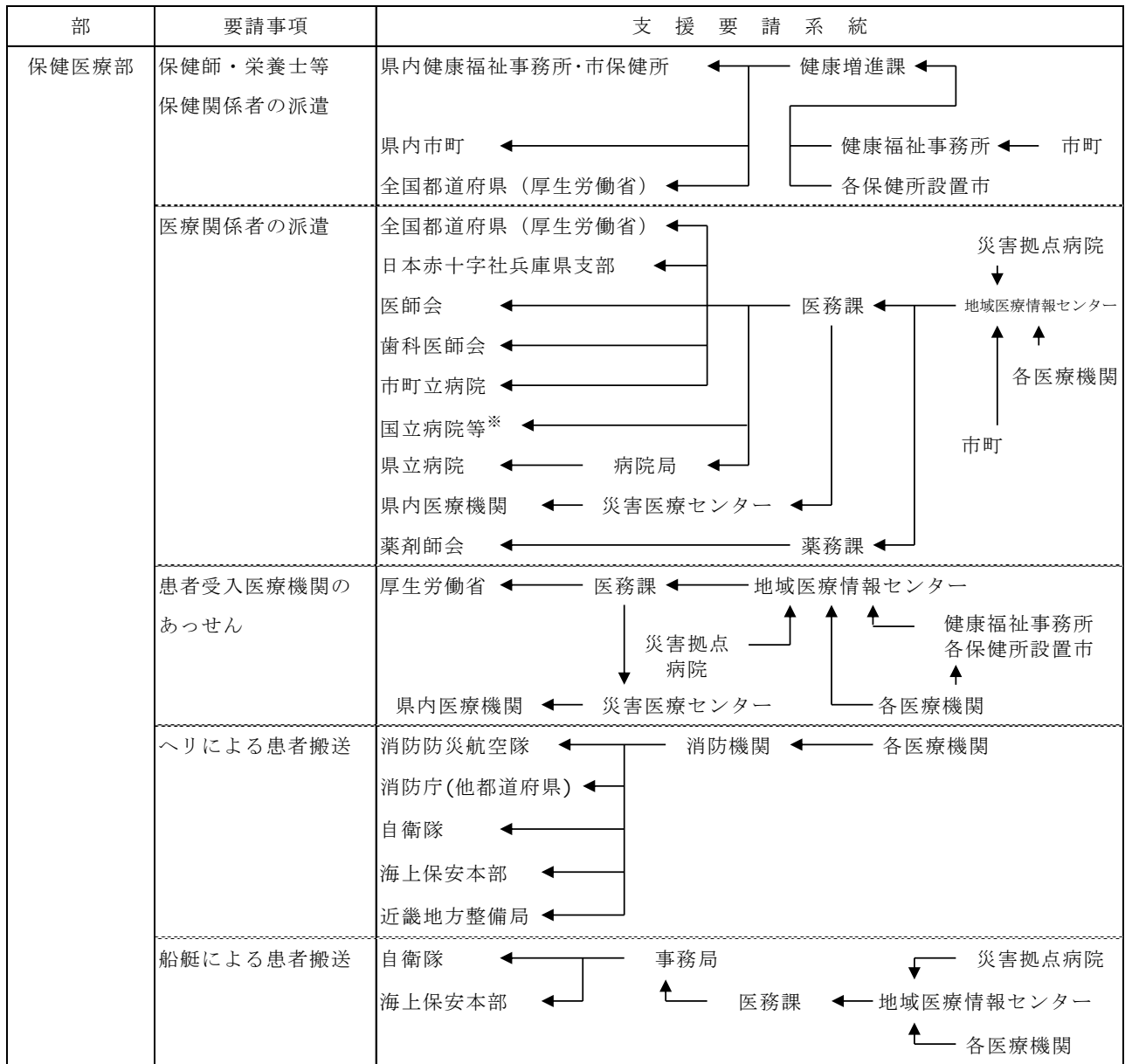


- (注) 1 緊急を要する場合には - - - 線の伝達経路によることがある。  
 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。  
 3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- ② 県災害対策地方本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告する



○ 市町からの主な緊急対策支援要請

部	要請事項	支援要請系統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] ← 中部方面特科連隊[陸上] ← 事務局 ← 阪神基地隊[海上] ← 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	海上輸送の 要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエムラジオ放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送テレビ ← 朝日放送ラジオ ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM 802 (FM CO・CO・LO) ←
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	報道要請	神戸新聞社 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 朝日新聞社 ← 読売新聞社 ← 毎日新聞 ← 産経新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 時事通信社 ← 共同通信社 ← 日本工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部
	ヘリの出動	消防防災航空隊 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← 近畿地方整備局 ←
災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	



※ 国立病院等には、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等を含む。

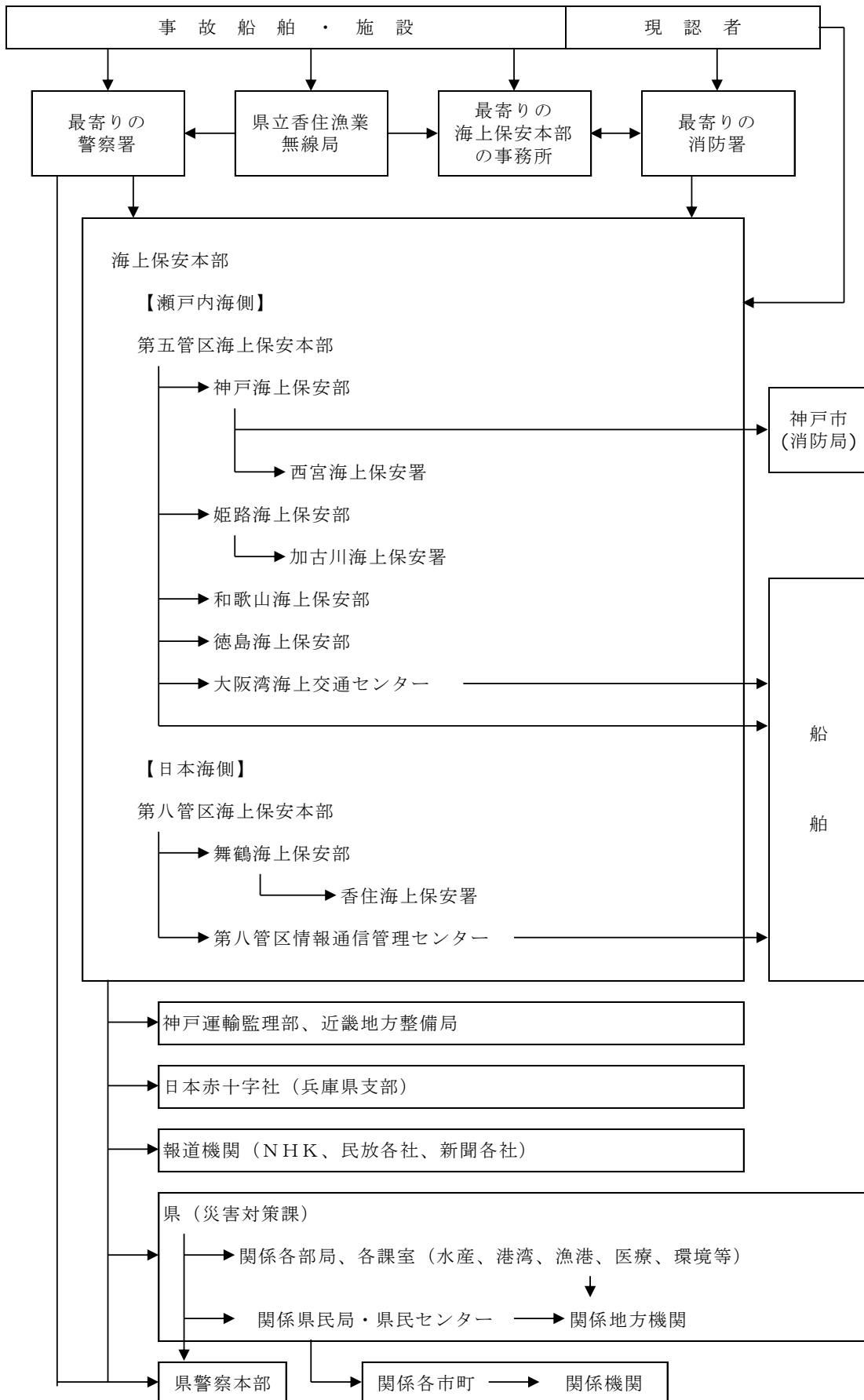
部	要請事項	支 援 要 請 系 統
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部
	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	他府県警察へりの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会

- (注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。  
 2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に応じて別途定めることとする。

## 2 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報の収集・伝達系統
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- (4) 県・国等への災害情報の報告基準・報告内容・報告系統
- (5) 県等への応援要請系統
- (6) フェニックス防災システムの活用
- (7) 有線系・無線系通信手段の活用
- (8) その他必要な事項

別表 防災関係機関の連絡網



## 第3節 動員の実施

〔実施機関：各機関、県危機管理部〕

### 第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における海上災害発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。

### 第2 内容

#### 1 県の動員体制

##### (1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、公営企業部については公営企業管理者が、病院事業部については病院事業管理者が、教育部については教育長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

- ① 海上災害対策本部又は海上災害警戒本部が未設置で、県周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において被害の発生の高蓋然性が高い場合

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、海上災害対策（警戒）本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防災担当 指定要員等	防災担当指定要員及び危機管理部のあらかじめ定めた職員は、原則として、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	部局 指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に当たることとする。
	業務要員	業務要員のうち、あらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	局長、 課室長等	状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び海上災害対策本部員に連絡できる体制を整えることとする。

② 海上災害警戒本部が設置されたとき

ア 海上災害警戒本部長（防災監）、副本部長（危機管理部次長2人）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部長、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

③ 海上災害対策本部が設置されたとき

ア 海上災害対策本部長、本部連絡員、危機管理部その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、業務要員、局長・課室長等は、直ちに配備につくこととする。

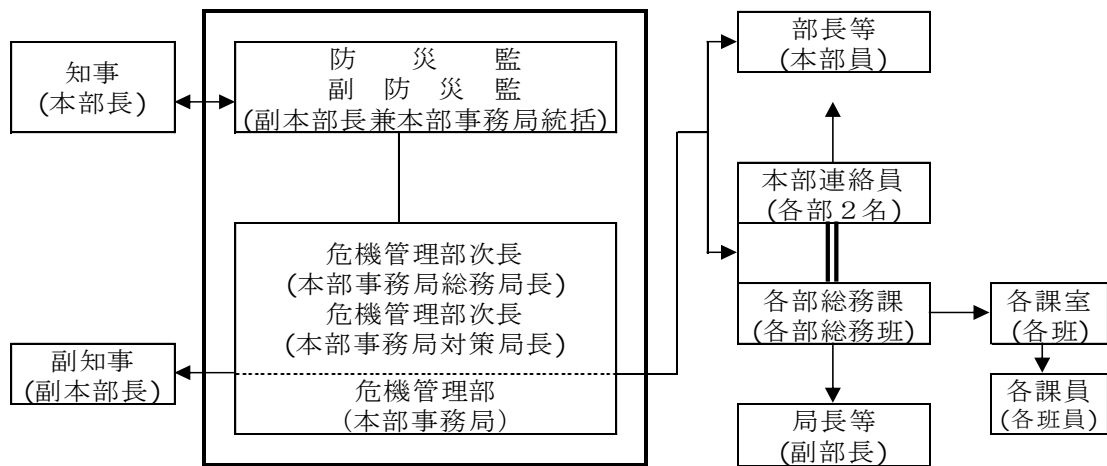
イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、海上災害対策本部長（知事）が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号 配備	県周辺の海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において小規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号 配備	県周辺の海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において中規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制

ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、海上災害対策本部の各部長が決定することとする。

エ 配備は、次のとおり伝達することとする。





(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

- ① 海上災害対策地方本部又は海上災害警戒地方本部が未設置で、当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸部において被害の発生の蓋然性が高い場合

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

- ② 海上災害警戒地方本部が設置されたとき

ア 海上災害警戒地方本部長（県民局長・県民センター長）、副本部長（副局長等）、事務局長（総務企画室長等）、地方本部員、県民局・県民センターその他の地方機関のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。

イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。

- ③ 海上災害対策地方本部が設置されたとき

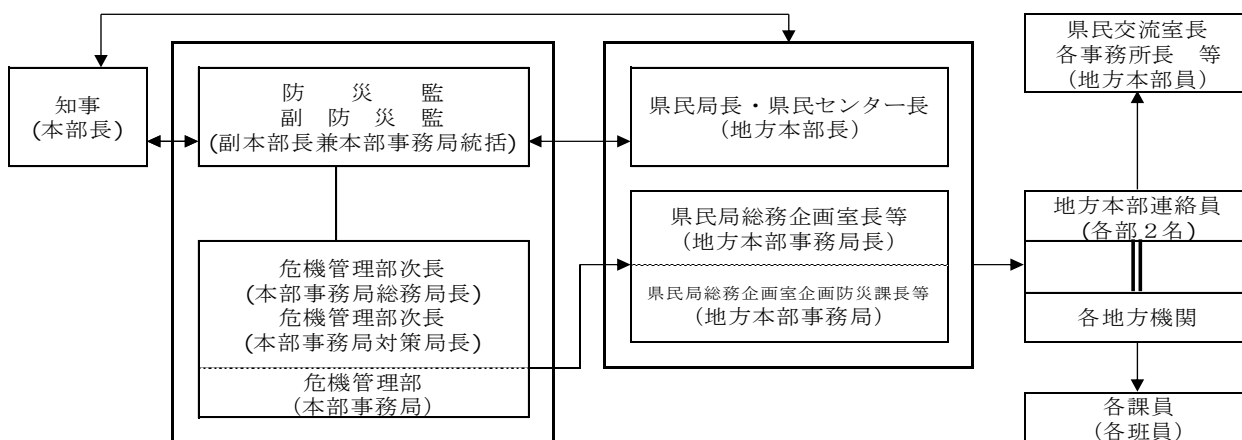
ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局・県民センターその他の地方機関のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、海上災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、海上災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において小規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた少数（概ね2割以内）の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	当該地域の周辺海域において海上災害が発生し、県の沿岸海域又は陸岸において中規模の被害が発生する可能性のある場合、あるいは発生した場合	各関係応急対策主管機関の職員のうち、あらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班（地方機関）別動員計画を基本として、災害の状況等を勘案し、海上災害対策地方本部の各事務所班（地方機関）の長が決定することとする。
- エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



### (3) 配備の命令を受けた県職員の行動

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

## 2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における海上災害発生時等の動員体制については、各機関が定めるところによる。

## 3 その他の対策要員の指定

### (1) 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。

### (2) 赤十字奉仕団等の動員

県、市町等は災害応急対策を実施するため、必要に応じて、赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。

## 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 動員の内容
- (2) 動員の基準
- (3) 伝達方法
- (4) 勤務時間外における動員
- (5) その他必要な事項

## 第4節 組織の設置

[実施機関：各機関]

### 第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の海上災害発生時等の防災組織について定める。

### 第2 内容

#### 1 県の組織

##### (1) 兵庫県海上災害警戒本部及び兵庫県海上災害警戒地方本部

名 称	兵庫県海上災害警戒本部	兵庫県海上災害警戒地方本部
設 置 者	防災監	各県民局長・県民センター長  県民局長は、警戒地方本部を設置したときは、その旨速やかに防災監に報告することとする。
本 部 長	防災監	各県民局長・県民センター長
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	海上災害対策本部が設置される前又は海上災害対策本部が設置されない場合において、海上災害の警戒に当たる必要があると認められるとき。	海上災害対策地方本部が設置される前又は海上災害対策地方本部が設置されない場合において、特に当該地域において海上災害の警戒に当たる必要があると認められるとき。
廃止基準	1 警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき。 2 海上災害対策本部が設置されたとき。	1 当該地域において警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき。 2 海上災害対策地方本部が設置されたとき。
業 務	海上災害警戒本部は、海上災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。	海上災害警戒地方本部は、海上災害に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。
組織・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。

(2) 兵庫県海上災害対策本部及び兵庫県海上災害対策地方本部

① 組織の概要

名 称	兵庫県海上災害対策本部	兵庫県海上災害対策地方本部
設 置 者	知 事	海上災害対策本部長（知事）  ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、海上災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。  県民局長・県民センター長は、緊急的に海上災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに海上災害対策本部長（知事）に報告することとする。
本 部 長	知 事  知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長・県民センター長
設置場所	災害対策センター	各県民局・県民センター
設置基準	1 海難が発生し多数の死傷者が生じ、又は重油等が沿岸海域又は陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合（各々のおそれがある場合を含む）において、その状況を勘案して災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 2 その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。	海上災害対策本部の設置基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において、災害応急対策を実施するため又は応急対策に備える必要があると認められるとき。
廃止基準	1 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 災害応急対策に備えるために設置した場合で、海上災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。	1 当該地域における災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。 2 当該地域における災害応急対策に備えるために設置した場合で、海上災害の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業 務	海上災害対策本部は、県の予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。	海上災害対策地方本部は、当該地域における県の予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。

組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。	兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによるほか、各県民局長・県民センター長の決定するところによる。
その他	<p>1 海上災害対策本部の運営に当たっては、海上災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p> <p>2 海上災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。</p>	海上災害対策地方本部の運営に当たっては、海上災害の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。

② 伝達方法

海上災害対策本部又は海上災害対策地方本部の設置その他の事項の伝達方法は、配備の伝達に準じることとする。

(3) 兵庫県海上災害現地対策本部

名称	兵庫県海上災害現地対策本部
設置者	知事
本部長	海上災害対策副本部長のうちから海上災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局・県民センター等
設置基準	局地的かつ激甚な海上災害が発生するなど、災害の状況等により、特に被災地において、予防（被害の拡大防止）及び応急対策を実施するため必要と認められるとき。
廃止基準	現地における予防（被害の拡大防止）及び応急対策が概ね完了したと認められるとき。
業務	災害対策本部長が、海上災害現地対策本部長に委任した事務の実施
告示	海上災害現地対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画の定めるところによる。
その他	<p>1 海上災害現地対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。</p> <p>2 海上災害現地対策本部の組織については、災害の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。</p>

#### (4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局・県民センター、その他の地方機関は、海上災害対策本部の指示に基づき、海上災害対策本部又は他の海上災害対策地方本部に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・被害情報、各種災害応急対策に係る情報の収集・伝達
- ・防災関係機関等の連絡調整
- ・職員の派遣
- ・災害対策要員の食料、水、物資等の供給 等

#### (5) 標識

##### ① 腕章

海上災害対策本部、海上災害対策地方本部及び海上災害現地対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

##### ② 標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

##### ③ 身分証明証

災害対策本部員、事務局職員等は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

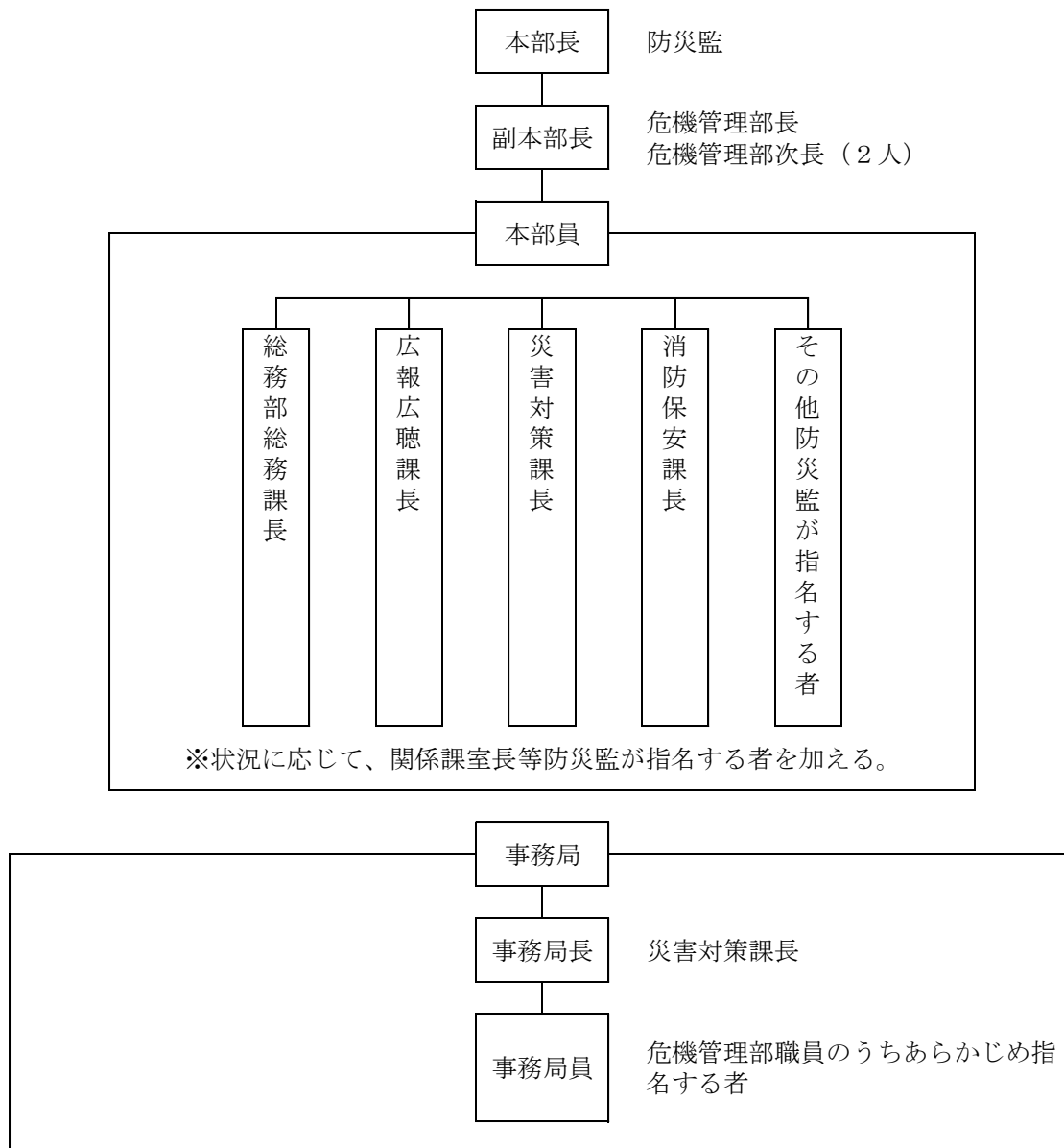
## 2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における海上災害発生時の防災組織については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

## 3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町海上災害対策本部の設置基準
- (2) 市町海上災害対策本部の業務内容
- (3) 市町海上災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

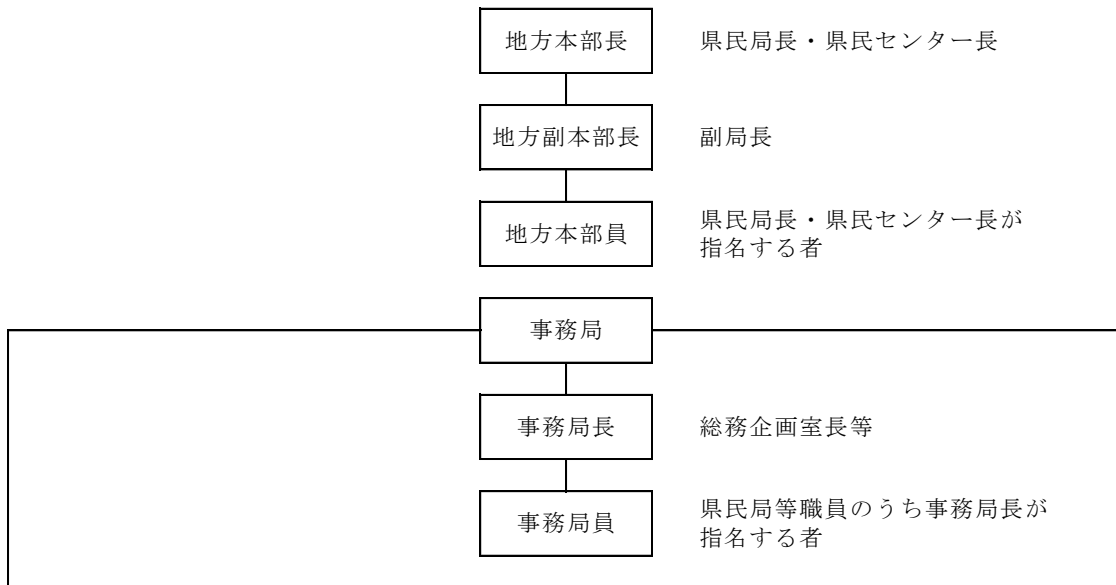
別図 第1 海上災害警戒本部組織図



※ その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

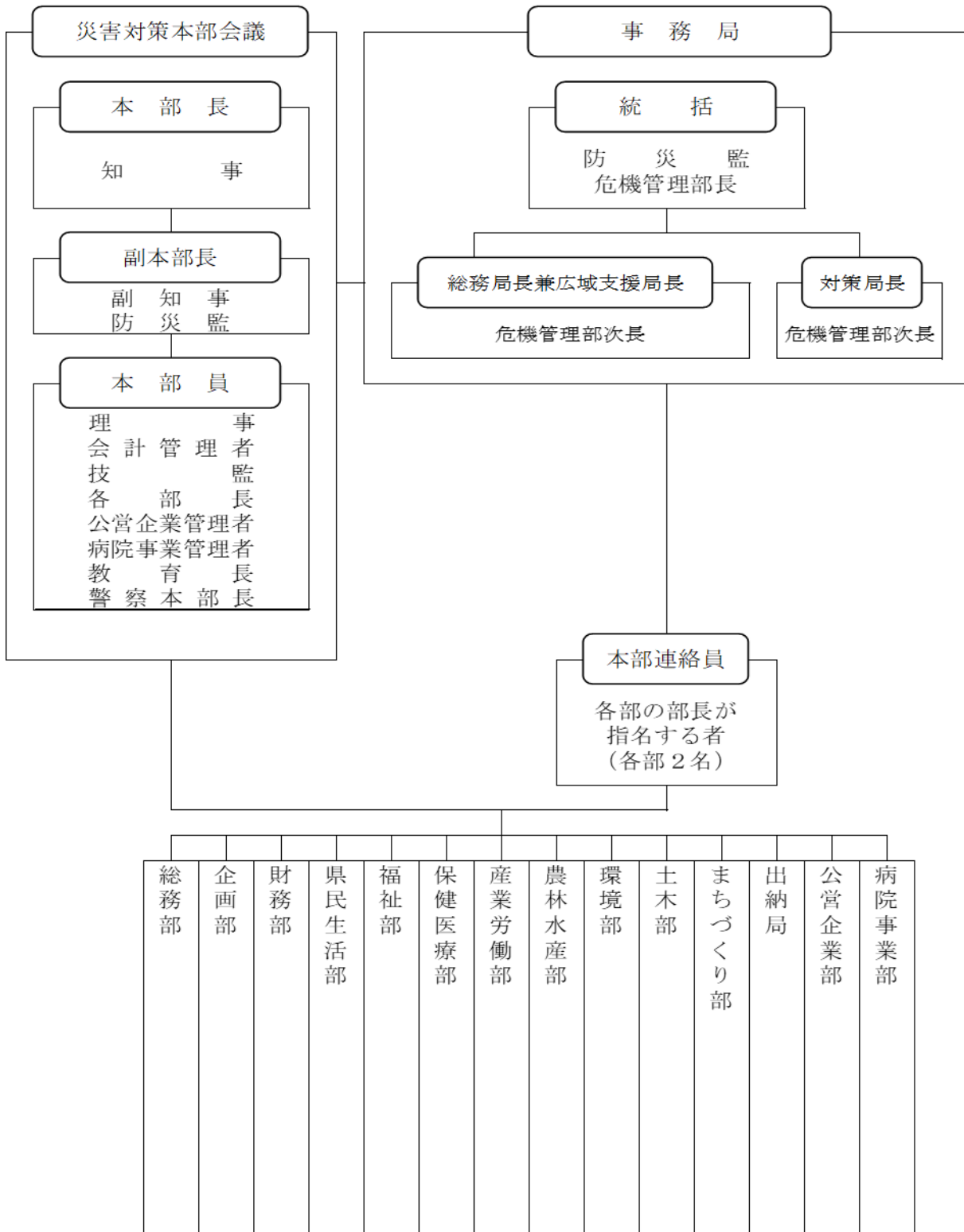
基 準	該 当 者
海難による人身事故が発生し、多数の者が遭難したとき。	医務課長、水産漁港課長、漁港整備官、港湾課長
重油等の流出事故が発生し、防除措置が必要なとき。	水産漁港課長、漁港整備官、港湾課長
重油等の流出により、環境が汚染されるおそれがあるとき。	水産漁港課長、自然・鳥類共生課長、鳥獣対策官、環境整備課長、水大気課長、環境影響評価官

別図 第2 海上災害警戒地方本部組織図

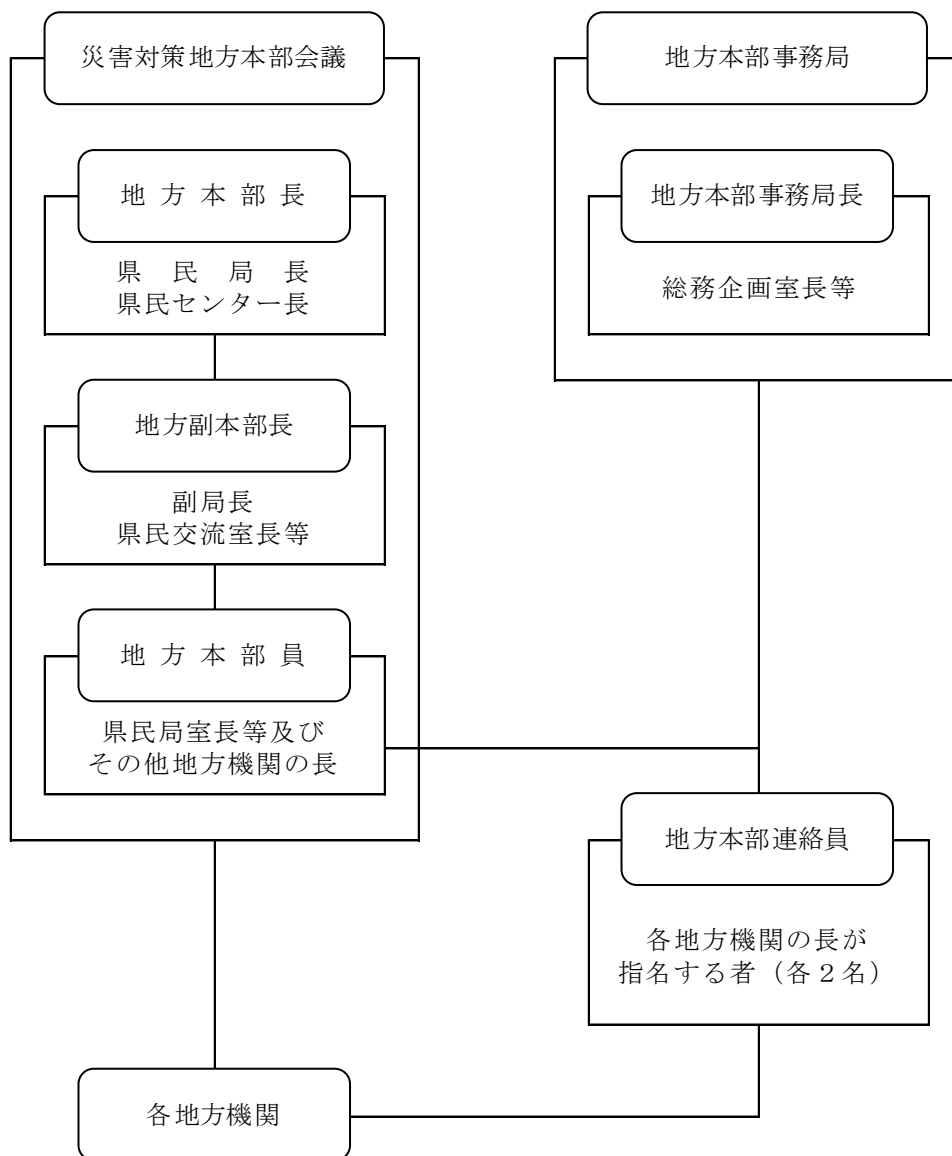




別図 第3 海上災害対策本部組織図



別図 第4 海上災害対策地方本部組織図



## 第5節 防災関係機関等との連携促進

### 第1款 関係機関との連携

[実施機関：県危機管理部、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部]

#### 第1 趣旨

災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

#### 第2 内容

##### 1 県の措置

##### (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

- ① 援助を必要とする理由
- ② 援助を必要とする人員、装備、資機材等
- ③ 援助を必要とする場所
- ④ 県内経路
- ⑤ 期間その他必要な事項

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29条、第30条の規定による。

##### (2) 他の都道府県に対する応援要請

- ① 近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請
- ② 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請（岡山県、鳥取県）
- ③ 隣接府県等との相互応援協定に基づく応援要請（新潟県）
- ④ 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
- ⑤ その他の応援要請

##### (3) 市町に対する応援

- ① 市町長からの応援要請に対する協力（災害対策基本法第68条）

知事は、市町長から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な協力を行うこととする。
- ② 市町間の応援に対する指示（災害対策基本法第72条）

知事は、特に必要があると認めるときは、市町長に対し、他の市町長を応援すべきことを指示することができることとする。
- ③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）
  - ア 知事による避難の指示等の代行（災害対策基本法第60条第6項～8項）
  - イ 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）
- ④ 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣

県（県民局・県民センター）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部に、あらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等にあたることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。

##### (4) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。

## 2 県公安委員会の措置

- (1) 大規模事故災害発生時における他の都道府県警察への援助要求  
 県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対し援助の要求を行うこととする。
- (2) (1)の要請に基づく他の都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

## 3 消防本部の措置

### (1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制

- ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援
- ② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）  
 知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、災害防御の措置に関し、必要な指示をすることができることとする。
- ③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）  
 知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊(特殊災害部隊等)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請することとする。  
 ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができることとする。

### ○ 緊急消防援助隊応援要請先

区 分		平日 (8:30～18:15)	左記以外
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

### (2) 関係機関との連携

- ① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条）  
 消防及び警察は、県民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力することとする。
- ② 消防及び自衛隊の相互協力（大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定）  
 ア 連絡調整責任者  
 消防側 県防災監、神戸市消防局長  
 自衛隊側 中部方面特科連隊長  
 イ 情報交換内容  
 ・大規模事故災害の状況に係る情報  
 ・救援活動の態勢に係る情報  
 ・その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報
- ③ 消防及び海上保安本部の相互協力  
 港湾所在市町の消防機関及び海上保安本部は、事故情報の相互通報、責任範囲等を内容とする船舶火災に関する業務協定に基づき、相互の協力によりの確な消火活動を実施することとする。

## 4 市町の措置

- (1) 知事等に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

## 5 関係機関の連携強化

県は、海上災害発生時に、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場として連絡調整協議会を設けるなど、災害情報の共有化を促進し、災害応急活動の円滑な実施を推進することとする。

また、県は、フェニックス防災システムの効果的活用を図ることとする。

## 6 専門家・専門機関等の協力

- (1) 県は、海上災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。
- (2) 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。
- (3) 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

## 7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

## 第5節 防災関係機関等との連携促進

### 第2款 自衛隊への派遣要請

[実施機関：県危機管理部、沿岸の関係市町、県警察本部、海上保安本部]

#### 第1 趣旨

災害時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続及び派遣内容について定める。

#### 第2 内容

##### 1 知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）

###### (1) 災害派遣要請の方法

###### ① 市町長 → 知事 → 自衛隊

ア 沿岸の関係市町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長・県民センター長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

※ 自衛隊法施行令の改正(平成7年10月25日公布・施行等)により、派遣要請の際に明らかにする事項として「派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数」は削除され、当該事項を明らかにできる場合においては、その他参考となるべき事項の一つとして示すことは差し支えないとされた。

イ 知事は、県内全域の状況等を検討の上、自衛隊の災害派遣の必要があると認める場合には、直ちに自衛隊に要請することとする。

その場合、管轄の海上保安本部に事前に連絡をすることとする。

ウ 知事は、自衛隊の派遣要請を行った場合は、その旨を警察本部長及び海上保安本部長に通報することとする。

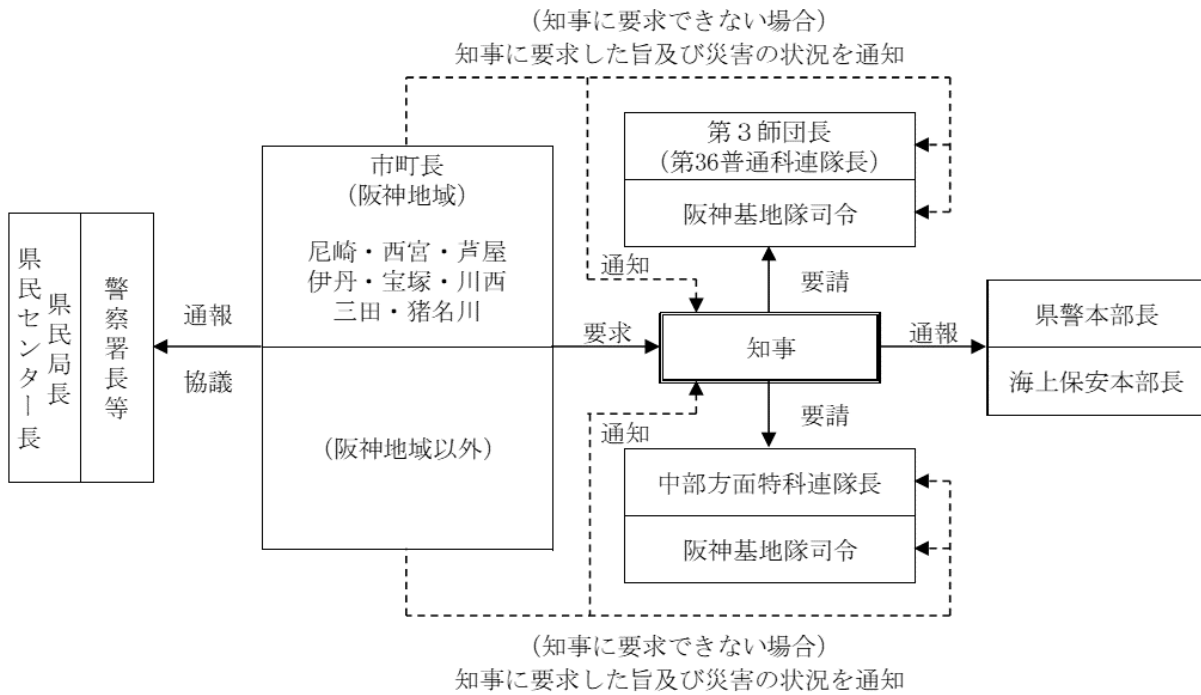
エ 沿岸の関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができることとする。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。

オ 沿岸の関係市町長は、前記エの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

カ 知事は、事態の推移に応じ自衛隊の派遣を要請する必要がないと決定した場合には、直ちにその旨を要求のあった市町に連絡することとする。

○ 派遣及び撤収要請手続経路



② 知事 → 自衛隊

知事は、災害に際し、自ら災害応急対策を実施する場合等で、自衛隊の災害派遣を必要とする時は、自衛隊に災害派遣の要請をすることとする。

(2) 要請先等

① 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	阪神地域への派遣……第3師団長	伊丹市広畑1の1
	上記以外の地域への派遣……中部方面特科連隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	

(注) 阪神地域とは7市1町(尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田の各市及び猪名川町)を指す。

② 連絡先

区 分		電 話 番 号	
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班)	(078)362-9988 FAX (078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911～9912
自	第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線 3734, 3735 FAX 3724	(072)781-0021 内線 3301 (司令部当直) FAX 3301
	中部方面特科連隊 (第3科)	(0792)22-4001 内線 650, 238 FAX 239	(0792)22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
衛	第36普通科連隊 (第3科)	(072)782-0001 内線 4031, 4032 FAX 4034	(072)782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線 230 FAX 239	(078)441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389
隊			

注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 任務分担

① 県 (海上災害対策本部)

現場責任者を現地に派遣し、現地 (市町等) と自衛隊間の折衝及び調整を行うこととする。

② 県警察本部 (海上災害対策本部警察部)

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

③ 派遣を要請した沿岸の市町又は機関

ア 作業実施期間中の現場責任者の指定

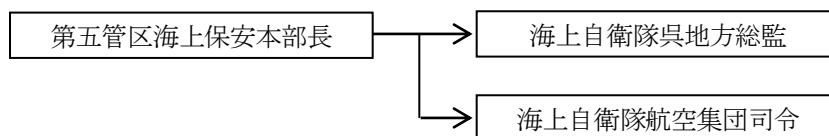
イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

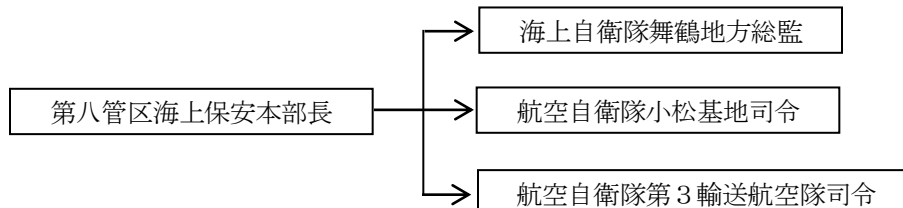
2 海上保安本部長が行う場合

災害派遣要請系統は、次のとおりである。

(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。



(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。





### 3 撤収要請

知事又は管区海上保安本部長（以下、「知事等」という。）は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。

知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた沿岸の関係市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。

### 4 情報連絡体制

- (1) 知事は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要と認めるときは、適時各種情報を関係部隊の長へ連絡することとする。
- (2) 知事は、災害に際し、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令に対し、連絡班の派遣を依頼するとともに、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた指定部隊等の長と密接に連絡調整することとする。
- (3) 県、その他の防災関係機関は、災害に際し、陸上自衛隊中部方面特科連隊長又は海上自衛隊阪神基地隊司令から、連絡班の派遣を受けることとする。

### 5 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事等の要請により部隊等を派遣することとする。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとることとする。

#### ① 自主派遣の判断基準

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 海難を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

#### ② 指定部隊等の長

中部方面總監、第3師団長、中部方面特科連隊長、呉・舞鶴地方總監、阪神基地隊司令、徳島教育航空群司令、小松島航空隊司令、小松・美保基地司令

- (3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

## 6 活動内容

### (1) 被害状況の把握

航空機、船舶等状況に適した手段による情報収集

### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

### (3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

### (4) 消火活動

海上における船舶等の消火活動、あるいは海域に近い陸岸で災害が発生した場合の消火活動

### (5) 水路の啓開

海上において事故船舶等により水路が遮断された場合の障害物の除去

### (6) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）

### (7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

### (8) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要

### (9) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

### (10) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

### (11) その他

その他臨機の必要（重油等の流出油の回収及び搬出を含む。）に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

※平成9年に発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故に際しては、足場が悪く、回収困難な岩場における漂着油の回収及び搬出を要するため、知事から自衛隊に対し派遣要請を行った。

## 7 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(5) 島岐に係る輸送費等

## 8 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 派遣要請要領

(2) 任務分担

(3) その他必要な事項

### 第3章 円滑な災害応急活動の展開



## 第1節 救助・救急、医療対策の実施

[実施機関：県危機管理部、県保健医療部、県警察本部、沿岸の関係市町、消防機関、海上保安本部、県医師会、日本赤十字社兵庫県支部、医療機関等]

### 第1 趣旨

海難による人身事故のため、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 捜索活動

捜索活動の必要性が生じた場合、県、県警察本部は、海上保安本部とともに船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施することとする。

#### 2 救助・救急活動

##### (1) 船長の措置

事故が発生した船舶の船長は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に対し、可能な限り協力することとする。

##### (2) 県及び沿岸市町の措置

県、沿岸市町は、救助・救急活動を実施するほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各関係機関、非常災害対策本部、現地対策本部等に応援を要請することとする。

##### (3) 兵庫県水難救済会の措置

兵庫県水難救済会に所属する救難所員は、救難所長の指揮を受け、遭難した者又は遭難船の救助に当たることとする。

ただし、遭難者又は遭難船を現認した場合等、救難所長の指揮を待ついとまのないときは、直ちに救助に当たることとする。

##### (4) 資機材等の調達等

① 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行することとする。

② 県、沿岸市町は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うこととする。

#### 3 医療活動

##### (1) 沿岸の関係市町の責務

① 沿岸の関係市町は、負傷者等への医療、救護措置を迅速かつ的確に実施するため、医師を確保して救護班を編成し、派遣するとともに、消防機関に要請して迅速に患者搬送を行うこととする。

② 沿岸の関係市町は、災害の規模等を勘案のうえ、必要と認めるときは、県に対し、救護班の派遣を要請することとする。

③ 沿岸の関係市町は、備蓄又は医薬品卸協同組合とあらかじめ締結した協定等により医薬品を確保するとともに、県民局・県民センター・健康福祉事務所（保健所）、消防機関、地元医師会、その他関係機関との情報連絡を密にし、医療救護活動の円滑化に努めることとする。

##### (2) 県の責務

① 県は、沿岸の関係市町長からの要請を受けたとき、又は災害の規模等を勘案のうえ必要と認めるときは、関係機関に対し、次の要請を行うこととする。

ア 災害拠点病院、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、県立病院、国立病院及び私的医療機関に対

する救護班の編成・派遣及び負傷者等患者の受入れ

イ 兵庫県赤十字血液センターに対する血液の安定供給

ウ 厚生労働省、兵庫県薬事協会、兵庫県医薬品卸業協会等に対する医薬品等の確保

エ 防災関係機関等が保有する車両、船艇、航空機（ヘリ）等による患者及び医薬品等の搬送

オ その他必要と認める事項

② 県は、災害拠点病院その他関係機関と情報連絡を密にして、医療救護活動の円滑化に努めることとする。

### (3) 災害拠点病院その他の医療機関の責務

災害拠点病院その他医療機関は、県から派遣要請を受けたときは、あらかじめ定める編成により救護班等を現地に派遣して医療救護活動を行うとともに、患者の受入体制の準備を行うこととする。

## 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 実施責任

(2) 救助・救急活動に必要な資機材の保有・調達

(3) 医薬品の確保

(4) 救護班の編成

(5) その他必要な事項

## 第2節 消火活動の実施

[実施機関：県危機管理部、消防機関、海上保安本部、船長、事業所の防火管理者]

### 第1 趣旨

海難により船舶又は臨海部において火災が発生した場合の消火活動について定める。

### 第2 内容

#### 1 船舶火災等における消火活動

##### (1) 船長等

火災を発生させた船舶の船長又は事業所の防火管理者は、速やかにその旨を最寄りの海上保安本部の事務所、消防機関に通報するとともに、自らも迅速に消火活動を行うこととする。

##### (2) 海上保安本部

① 通報を受けた、又は火災を覚知した海上保安本部は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて沿岸市町の消防機関等に協力を要請することとする。

② 危険物が流出した場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて延焼の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行うこととする。

##### (3) 沿岸市町の消防機関

① 沿岸市町の消防機関は、船舶等の火災につき、消防艇をはじめとする海上災害用消防資機材を活用して、消火活動を行うこととする。

② 船舶火災に関する消火活動については、海上保安本部と十分に連携をとることとする。また、臨海部の火災についても、必要に応じ、海上保安本部に協力を要請することとする。

#### 2 ヘリコプターによる情報収集

県は、海難による大規模な船舶火災等が発生した場合は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

#### 3 応援の要請

##### (1) 消防相互応援協定の運用

① 沿岸市町の消防機関は、他の消防機関の応援を必要とする場合は、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定に基づき、同協定締結消防機関に応援を要請することとする。

② 発災地以外の市町の消防機関は、応援協定に基づく応援の要請があったときは、迅速かつ円滑な応援出動を行うこととする。

##### (2) 知事の応援指示権の発動

県は、一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条に基づく非常事態の際の知事の指示権により、他の市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

##### (3) 他都道府県への応援要請

県は、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待たずともがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

#### (4) 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊の派遣を求めることができることとする。

### 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 船舶火災における消火活動の連携
- (2) 消防相互応援協定の運用
- (3) その他必要な事項



## 第3節 こころのケア対策の実施

[実施機関：県福祉部、県教育委員会、市町、船舶所有者等]

### 第1 趣旨

海難による人身事故の発生時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する対応方法について定める。

### 第2 内容

#### 1 被災者等のこころのケア対策

- (1) 県は、神戸市と連携し、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。
- (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、業務調整員（精神保健福祉士、臨床心理技術者等）等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。
- (3) 県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT活動に対する後方支援を行うこととする。
- (4) 県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外DPATの派遣要請を行うこととする。
- (5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。
- (6) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。
- (7) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。

#### 2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。
- (2) 県は、市町と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。

#### 3 こころのケア連絡会議の開催

県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。

#### 4 児童生徒のこころのケア

県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ カウンセラーの派遣
- ④ 教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携

- ⑤ 事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査

## 5 船舶所有者等によるこころのケア対策

船舶所有者等は、乗客、乗組員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策に最大限努力することとする。

## 6 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救援機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事する者のメンタルヘルスを維持、回復するため、職場環境に配慮を行うこととする。

災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、精神科医等の協力を得て、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

## 7 医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携

医療機関及び健康福祉事務所（保健所）は、負傷者の病院における治療から、退院後のこころのケアを含む健康管理に円滑に移行できるよう、相互の連携強化に努めることとする。

## 8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 被災者等のこころのケア
- (2) 救援活動従事者のメンタルヘルス維持
- (3) その他必要な事項

## 第4節 交通・輸送対策の実施

### 第1款 緊急輸送対策の実施

[実施機関：県危機管理部、県警察本部、沿岸の関係市町、神戸運輸監理部、海上保安本部、自衛隊、交通関係機関]

#### 第1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

#### 第2 内容

##### 1 緊急輸送活動の基本方針

傷病者・医師・避難者等又は救援物資等の緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して行うこととする。

なお、必要に応じ、陸上交通網、輸送効率等を比較考慮して、海上輸送による代替・緊急輸送も検討することとする。

##### 2 交通の規制・緊急輸送活動の支援

###### (1) 海上保安本部

海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止することとする。

###### (2) 県警察本部

① 県警察本部は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握することとする。

② 県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、緊急交通路を指定し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うこととする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業協会との間に締結している「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、同協会に対して交通誘導の実施を要請することとする。

###### (3) 県及び市町

① 県、沿岸の関係市町等は、必要に応じてヘリコプターの臨時離着陸場及び緊急物資の搬入・搬出等に係る人員の確保を行うこととする。

② 沿岸の関係市町は、被害の状況に応じて車両等の確保、配備を行い、確保が困難な場合は県に調達あっせんを依頼することができる。

県は、あっせん依頼があったときはこれに応じるとともに必要に応じて輸送機関に協力を要請することとする。

###### (4) その他防災関係機関

① 神戸運輸監理部は、海上災害対策本部から要請があったときは、緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせんを行うこととする。

② 自衛隊は、知事から要請があったときは、人員及び物資等の緊急輸送を行うこととする。

③ 交通規制に当たって、海上保安本部、県警察本部、国・県・沿岸の関係市町の道路管理者、指定公共機関あるいは指定地方公共機関の交通関係機関は、相互に密接な連絡をとることとする。

##### 3 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 緊急輸送を行う場合の措置
- (2) 緊急輸送を依頼した場合の受入措置
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の運用
- (4) その他必要な事項

## 第4節 交通・輸送対策の実施

### 第2款 ヘリコプターの運航

〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県危機管理部、沿岸市町、消防機関〕

#### 第1 趣旨

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のヘリコプターの運航について定める。

#### 第2 内容

##### 1 県消防防災ヘリコプター

###### (1) 使用目的と積極的活用

県は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に積極的にその活用を図ることとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの運航は、原則として日の出から日没までの間とし、運航の可否は防災監（消防保安課長）が決定することとする。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 火災防御活動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動
- ⑥ 広域航空消防防災応援活動
- ⑦ 災害予防活動
- ⑧ その他防災監が必要と認める活動

###### (2) 運航計画

県は、大規模災害の発生時に、自らヘリコプターの積極的活用を図り、速やかに被害の状況把握に努めるとともに、市町からの支援要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整することとする。

###### (3) 県内市町からの支援要請手続

- ① 県は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して市町の要請に基づき支援することとする。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 火災防御活動
- エ 情報収集活動
- オ 災害応急対策活動

- ② 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

③ 要請先

ア 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119

FAX (078)325-8529

イ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900

（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

④ 要請に際し連絡すべき事項

ア 災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ 要請を必要とする理由

ウ 活動内容、目的地、搬送先

エ 現場の状況、受入体制、連絡手段

オ 現地の気象条件

カ 現場指揮者

キ その他必要事項

⑤ 要請者において措置する事項

ア 離発着場の選定

イ 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

⑥ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

(4) 他府県からの支援要請

近隣府県からの支援要請に対しては、地域の応急対策に支障のない範囲で応じることとする。

2 他機関所有ヘリコプターの要請

県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、独自に、あるいは市町からの要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

市町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。

（ヘリコプターを有する他機関）

- ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
- ・近畿地方整備局（「災害時の応援に関する申し合わせ（H17.6.14）」による）
- ・海上保安本部
- ・自衛隊 等
- ・ドクターヘリの基地病院 等

3 市町地域防災計画で定めるべき事項

(1) 県消防防災ヘリコプター等の支援要請手続

(2) その他必要な事項

## 第5節 重油等の防除対策

[実施機関：県民生活部、県危機管理部、県保健医療部、県福祉部、県農林水産部、県環境部、県土木部、県警察本部、沿岸市町、消防機関、海上保安本部、指定海上防災機関、県漁業協同組合連合会、船長等]

### 第1 趣旨

重油等の流出事故が発生した場合の防除対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 発災現場における防除対策

##### (1) 防除義務者の措置

重油等を排出した船舶の船長等は第一義的な義務者として、防除に必要な措置を取ることとする。

##### (2) 海上保安本部の措置

海上保安本部は、以下の措置を講じることとする。

- ① 船長等の防除義務者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出重油等の状況、防除作業状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- ② 船長等の防除義務者が、措置を講じていないと認められるときには、これらの者に対し、防除措置を命じることができる。
- ③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、又は海上保安庁長官から指定海上防災機関に防除措置を講じることがを指示するとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- ④ 船長等の防除義務者及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- ⑤ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- ⑥ 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- ⑦ その他、消火活動、負傷者等の救助・救急活動、航行船舶に対する避難・誘導を行う。

#### 2 沿岸海域における防除対策

##### (1) 回収方針の策定

- ① 重油等の防除は、その種類及び性状、拡散状況、気象・水象の状況、その他の条件によって手法が異なることから、海上保安本部は、重油等の現状を把握するとともに、回収方針を策定する。
- ② 海上保安本部、県、沿岸市町は、漂着する可能性がある初期の段階において、有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な回収及び処理に努めることとする。

##### (2) 県及び沿岸市町の措置

重油等が陸岸に漂着するおそれのある場合、県、沿岸市町は、以下の措置を講じることとする。

- ① 必要となる油防除資機材の調達
- ② 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（浮流・漂着の監視として、海上保安本部と連携をとり、必要に応じて役割分担をし、県調査船及び漁船等で行う海上監視、沿岸市町・県土木事務所等で行う陸上監視、県及び県警ヘリコプターによる航空監視を行う。）

- ③ 県は、海上保安本部からの海防法に基づく要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合は、重油等の海岸への漂着に対処するため、その防除について、海上保安本部、指定海上防災機関等と連携を密にして必要な対応を行う。
- ④ 県、沿岸市町は、自らの管理区域である港湾、海岸等において海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとってこれらの活動を行うこととする。
- ⑤ 沿岸市町の消防機関は、現場周辺において避難誘導活動を行うこととするとともに、火災の発生に備えることとする。

### (3) 県警察本部の措置

県警察本部は、以下の活動を行うこととする。

- ① 航空機・船舶等を活用した沿岸海域における警ら活動
- ② 漂着物の状況等を把握するための沿岸調査、警戒監視活動
- ③ 地域住民等の避難誘導
- ④ 立入禁止区域の警戒
- ⑤ 交通規制の実施

### (4) 兵庫県漁業協同組合連合会等の措置

兵庫県漁業協同組合連合会等は、指定海上防災機関等との連携のもとに、必要な対応に努めることとする。

## 3 陸岸における回収作業

### (1) 県の回収方針の策定

- ① 県は、回収作業を効果的に実施するため、船舶所有者又は船舶所有者の委託を受けた指定海上防災機関及び関係機関と連携をとりながら、当該重油等回収方針を策定することとする。  
また必要に応じ、学識経験者等も含めた助言チームを設置することとする。
- ② 回収方針には、以下の事項を盛り込むこととする。
  - ア 海岸全域の漂着状況マップ
  - イ 海上保安本部等国の機関の調査結果や助言で周知すべきもの
  - ウ 漂着した海岸ごとの除去範囲、具体的な回収・処理方法

### (2) 沿岸市町等による回収作業の実施

- ① 沿岸市町は、県の作成した重油等回収方針に沿って作業計画を策定することとし、計画を策定したときは速やかに県に報告することとする。  
県は、各沿岸市町の作業計画の総合調整を行うこととする。
- ② 沿岸市町は、作業計画を策定するに当たり、漁業関係者、観光業者等の意見を聞くこととする。
- ③ 沿岸市町は、重油等の漂着状況及び回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的な回収処理がなされるよう、施策の実施に努めることとする。
- ④ 被害を受けた地域の県民は、消防団、自主防災組織等を中心として、沿岸市町と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努めることとする。

### (3) 資機材の調達

- ① 県は、必要があると認めるときは、国の機関又は近隣府県に資機材の提供を要請したり、民間企業からの買上げ、あっせん等を実施することとする。
- ② 回収のために必要な資機材を、当該活動を実施する機関が用意する場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき、できる限り詳細な記録を残しておくこととする。

※ ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故では、市町対策本部を中心に、漁業者、消防団員、地元住民等が陸上からの回収にあたった。

また、応援体制として但馬県民局管内の消防団をはじめ、県下の消防本部職員、陸上自衛隊第3特科連隊が、急峻な場所等での回収作業を実施した。

#### 4 回収後の処理

この計画においては、集積された廃油等の廃棄物を産業廃棄物とする。  
その回収後の処理は次のとおりとする。

##### (1) 船舶の所有者の責務

重油等を排出した船舶の所有者は、排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行うこととし、船舶所有者から委託を受けた指定海上防災機関も同様の責任を負う。

##### (2) 県の措置

① 県は、船舶所有者に対し、集積された廃油等の収集、運搬及び処分につき、廃棄物処理基準に従い、適正に行われるよう指導するとともに、処分を他の者に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に取り扱わせるよう指導するとともに、その処理に当たって生活環境保全上支障が生じないように指導することとする。

② 県は、後の補償交渉を考慮し、廃油等の処理方法について、防除措置義務者から委託を受けた指定海上防災機関を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議することとする。

※ ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故により海岸に漂着した油について、平成9年1月23日付厚生省通知で、「……廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された廃油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」とされた。

#### 5 ボランティアの派遣・受入れ

##### (1) 受入窓口の開設

県、沿岸市町は、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、沿岸市町ではボランティアを直接受け入れる受入窓口を開設し、県ではその沿岸市町等の受入窓口を紹介することとする。

必要に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部など平素から連携を図っているボランティア関係団体等）においても受入窓口を開設することとし、あるいは沿岸市町の受入窓口を紹介することとする。

また、県及び沿岸市町等では、インターネット等のパソコンネットワークによる情報提供についても配慮することとする。

（ボランティアの活動範囲）

- ① 災害情報の収集、伝達
- ② 救援物資、資機材の配分、輸送
- ③ 軽易な応急・復旧作業
- ④ 災害ボランティアの受入事務

##### (2) 災害ボランティアの確保と調整

県、沿岸市町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。

##### (3) 受入上の留意点

- ① ボランティアの受入窓口では、陸岸における回収作業現場と連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項に係る情報を収集し、ボランティア活動を行う者に対し、助言及び情報提供を行うこととする。
- ② 県、沿岸市町は、ボランティアの受入窓口に対し必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等、同活動が円滑に実施できる環境整備に努めることとする。
- ③ 作業現場における責任者は、各ボランティアに対して、作業開始前に、ボランティア保険の加入の有無



の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、作業上の注意事項等につき、十分な説明を行うこととする。

## 6 現場作業者の健康対策

### (1) 沿岸市町の措置

- ① 沿岸市町は、回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣することとする。  
また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示することとする。
- ② 沿岸市町は、回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ管轄県民局・健康福祉事務所（保健所）長に報告を行うこととする。  
また、健康被害発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備することとする。
- ③ 沿岸市町は、回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずることとする。

### (2) 県の措置

県民局・県民センター・健康福祉事務所（保健所）長は、沿岸市町から協力要請があった場合は、必要に応じ保健師を派遣する等、協力することとする。

※ 健康管理上の注意事項の周知に当たっては、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故及びパナマ船籍タンカー「ダイヤモンドグレース号」原油流出事故の際に旧厚生省が作成した「原油回収作業に伴う健康上の注意事項等について」を参考とすること。

## 7 汚染魚介類の流通防止

県、沿岸の関係市町は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、随時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全の確保に努めることとする。

## 8 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 県が作成する重油等回収方針に基づく作業計画の策定
- (2) 油防除資機材の調達
- (3) 災害救援専門ボランティアの派遣要請
- (4) 回収作業従事者の健康対策
- (5) 汚染魚介類の流通防止
- (6) その他必要な事項

## 第6節 災害情報の提供

[実施機関：県総務部、県危機管理部、沿岸の関係市町、海上保安本部]

### 第1 趣旨

海上災害時に被災者及びその関係者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 基本方針

##### (1) 留意事項

① 船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。

② 船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。

また、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。

③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Lアラート（災害情報共有システム）やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。

④ 船舶所有者、国、県、沿岸の関係市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。

また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

##### (2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を明記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）

② 被災者の安否、収容先病院に関する情報

③ 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

④ 重油等危険物の漂流、漂着状況

⑤ ボランティアの受入状況

⑥ 相談窓口の設置状況

⑦ 重油等の回収状況

⑧ 環境への影響

##### (3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、必要に応じ、あらゆる媒体を活用して広報に努める

こととする。

- ① 各広報実施機関に所属する広報車等の活用
- ② 公共掲示板の活用
- ③ 各広報実施機関の広報紙による情報提供
- ④ 市町防災行政無線の活用
- ⑤ ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供
- ⑥ 定時放送の実施
- ⑦ インターネット、ファクシミリ等による広報
- ⑧ ミニコミ誌（紙）等への情報提供
- ⑨ 県・市提供テレビ・ラジオ番組の災害情報番組化
- ⑩ 災害関連情報誌（紙）の発行・配布
- ⑪ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供
- ⑫ 県・市ヘリコプターの活用
- ⑬ 携帯電話による広報（ひょうご防災ネット等）
- ⑭ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

## 2 県における広報

### (1) 災害時の広報体制

#### ① 災害広報責任者

県は、災害時に、防災監を災害広報責任者とし、情報の一元化を図ることとする。

#### ② 広報班の設置

ア 県は、海上災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括することとする。

イ 県は、企画管理部に広報班を置き、海上災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報道機関、県民へ提供することとする。

ウ 県（各部局）の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

### (2) 広報の実施

#### ① 放送・報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、その都度、速やかに「県政記者クラブ」を通じて放送・報道機関に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者（又は海上災害対策本部広報班長）が行い、定例化を図ることとする。

イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。

ウ 県は、必要に応じ兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）第3編第3章第11節第3款「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。

エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオで提供することとする。

また、この覚書の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急時の運用に関する習熟に努めることとする。

#### ② 住民に対する広報

ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図ることとする。

イ 県は、定期又は臨時の広報誌（紙）、県提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図ることとする。

ウ 県は、県民や被災者に対し携帯電話のメール機能等を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひよ

うご防災ネット」により、災害情報の提供を図ることとする。

#### エ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート …… 市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段 …………… ひょうご防災ネット、広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット等

#### オ 外国人県民に対する情報提供

県は、外国人県民に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート …… 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
- ・ 伝達手段 …………… ひょうごEネット、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット等  
また、FM802（FM CO・CO・LO）等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

### 3 市町における広報

沿岸の関係市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

### 4 防災関係機関の広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。

### 5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 広報資料の収集方法
- (2) 住民に対する広報の方法
- (3) その他必要な事項

## 第7節 二次災害の防止対策

[実施機関：県危機管理部、県農林水産部、神戸地方気象台、海上保安本部]

### 第1 趣旨

海上災害の発生に伴う二次災害の防止対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 海上保安本部の措置

海上保安本部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うこととする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。

#### 2 神戸地方気象台の措置

神戸地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表することとする。

#### 3 県及び市町の措置

県及び沿岸市町は、重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での遊泳の禁止、漁業活動の自粛等呼びかけることとする。

#### 4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 二次災害防止のための広報
- (2) その他必要な事項

(空白)

## 第4編 災害復旧計画





## 第1節 基本方針

- 1 この計画は、特に断りのない限り、重油等の流出事故を想定した復旧計画とする。
- 2 国、県及び沿岸市町は、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うこととする。
- 3 国、県及び沿岸市町は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示することとする。
- 4 海上保安本部は、海難船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置（民間サルベージ船の出動依頼を含む）を講ずべきことを命じ、又は勧告することとする。
- 5 国、県及び沿岸市町は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずることとする。

## 第2節 住民生活等への対応

[実施機関：沿岸市町]

- 1 沿岸市町は、被災地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、早期解決に努めることとする。
- 2 沿岸市町は、重油等危険物の漂着により発生した各種被害の復旧・補償問題等につき、相談窓口を設置するなどして関係者からの問い合わせに応じることとする。

## 第3節 漁業・水産関係の復旧

[実施機関：県農林水産部、沿岸市町]

- 1 県、沿岸市町は、安全な水産物の安定的供給を図るとともに、風評被害を防止するため、関係漁業、水産加工組合等に対して、油の付着の有無に関する検査の実施、油の付着した水産物の廃棄処分、安全であることの広報の実施等、必要な指導を行うこととする。
- 2 県、沿岸市町は、国の機関、民間の機関と協力し、海洋汚染の漁場への影響を調査し、漁業関係者に対し情報を提供することとする。

## 第4節 海岸、港湾・漁港関係施設の復旧

[実施機関：県地方機関、沿岸市町]

- 1 県（土木事務所、農林水産振興事務所等。以下この節において同じ。）、沿岸市町は、回復宣言後も新たな油塊が漂着していないかを継続してパトロールするとともに、漁業者、住民からの通報体制を確立することとする。
- 2 新たな油塊が発見された場合に迅速に処理するため、県、沿岸市町は油回収班を置くなど、漂着がなくなるまで回収体制の継続に努めることとする。
- 3 特に徹底して重油等を除去すべき場所においては、回復宣言後も必要に応じ、調査、回収を継続することとする。

## 第5節 環境対策

[実施機関：近畿地方環境事務所、県農政環境部農林水産局、県農林水産部、県環境部]

### 第1 趣旨

重油等流出事故における周辺海域等への環境対策について定める。

### 第2 内容

#### 1 環境影響調査の実施

県は、災害発生直後から必要に応じて、庁内関係各課からなる環境対策チームを組織し、環境影響調査を実施する。

##### (1) 関係部局間の連携

必要に応じて、庁内の関係部局での「環境対策チーム」を組織し、環境影響調査の実施、調査後の対応策を検討する。

調査に当たっては、関係省庁と調整を図りながら実施することとする。

##### (2) 専門家等の助言

調査方法、調査後の対応については、専門家の意見を十分に聞くこととする。

また、必要に応じて、専門家で構成する「アドバイザー会議」を設置し、指導助言を得ることとする。

##### (3) 情報の提供

調査方法、調査の結果については、インターネット、広報誌（紙）等を通じて県民に情報提供する。

##### (4) 調査内容

調査船等を用いて、必要に応じて浮遊重油等の海域となる漁場若しくは当該海域で採取される魚介類・海藻類への影響調査を実施することとし、併せて流出油漂着後の水質、底質、油分などの長期モニタリング調査、海岸生態系モニタリング調査、鳥類等の被害状況調査、海洋汚染の大気への影響調査等を実施することとする。

また、バイオレメディエーション（微生物の力を利用して、汚染物質を分解し、水質等を良好な状態に回復させる技術）による漂着油等の分解促進等の防除対策を採用した場合や沿岸海域に油処理剤を散布した場合、その他必要と認められる場合には、関係課の職員を中心にその効果や安全性についての追跡調査を行うこととする。

#### 2 海鳥等動物の保護

県は、あらかじめ定めた手続きに沿い、県獣医師会、野鳥の会等の関係機関と連携し、汚染海鳥等の動物の救護活動を実施することとする。

## 第6節 災害義援金の募集等

[実施機関：県危機管理部、市町]

### 第1 趣旨

災害による被災者の生活等を救援するための災害義援金の募集等について定める。

### 第2 内容

#### 1 募集

災害発生に際し、被災者等に対する義援金の募集を必要とする場合は、関係機関と共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行うこととする。

ただし、県民に直接的な身体・財産の損害が発生していない場合については、この限りではない。

#### 2 配分

(1) 県は、関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分に係る以下の点につき協議、決定することとする。

- ① 募集方法及び配分計画
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(2) 募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定めることとする。

#### 3 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

#### 4 その他

(1) 県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行うこととする。

(2) 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議することとする。

#### 5 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害義援金の取扱い
- (2) その他必要な事項

(空白)